

第4次伊豆市障がい者計画
第7期伊豆市障がい福祉計画
第3期伊豆市障がい児福祉計画

令和6（2024）年3月

伊 豆 市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象者	4
5 計画の策定体制	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	5
1 統計データからみた現状と課題	5
2 「障がい者福祉についてのアンケート調査」結果	10
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の基本理念	15
2 計画の基本目標	16
3 施策の体系	17
第2部 障がい者計画	18
第1章 理解促進・啓発活動の推進	18
第2章 権利擁護と差別解消の推進	21
第3章 社会参加の促進	25
第4章 障がい児支援の充実	28
第5章 雇用・就労の支援	30
第6章 生活支援とサービスの充実	33
第7章 保健・医療の充実	36
第3部 第7期障がい福祉計画	39
第1章 成果目標	39
1 施設入所者の地域生活への移行	39
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	39
3 地域生活支援の充実	40
4 福祉施設から一般就労への移行	41
5 相談支援体制の充実・強化等	43
6 障がい福祉サービス等の質を向上するための体制の構築	44

第2章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策.....	45
1 訪問系サービス.....	45
2 日中活動系サービス.....	48
3 居住系サービス.....	54
4 その他のサービス.....	57
5 地域生活支援事業（必須事業）.....	58
6 地域生活支援事業（任意事業）.....	62
7 サービス提供体制の整備.....	64
第4部 第3期障がい児福祉計画.....	65
第1章 成果目標.....	65
1 障がい児支援の提供体制の整備等.....	65
第2章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策.....	67
1 障がい児通所系サービス.....	67
2 障がい児相談支援.....	69
3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置.....	70
4 発達障がい等に対する支援.....	70
第5部 計画の推進に向けて.....	71
第1章 協働と連携による計画の推進.....	71
1 国・県及び近隣市町との連携.....	71
2 民間との連携.....	71
3 地域自立支援協議会との連携.....	71
第2章 計画の推進体制の整備.....	72
1 推進体制.....	72
資料編.....	73
1 伊豆市地域自立支援協議会設置要綱.....	73
2 伊豆市地域自立支援協議会委員名簿.....	75
3 計画の主な策定経過等.....	76
4 用語解説.....	77

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成23（2011）年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法[※]」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が新たな理念となりました。

また、「障害者虐待防止法[※]」「障害者総合支援法[※]」の施行、「障害者雇用促進法[※]」の改正等の法整備が進められ、平成26（2014）年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行される等、権利擁護を目的とする法整備が進められました。

国では平成30（2018）年に「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組み、令和5（2023）年には「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。

さらに、平成30（2018）年には障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律[※]」、令和元（2019）年には全ての人が読書による恩恵を受けられるようにする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律[※]」、令和3（2021）年には「医療的ケア児[※]及びその家族に対する支援に関する法律[※]」、令和4（2022）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法[※]」が施行され、様々な法整備が進められてきています。

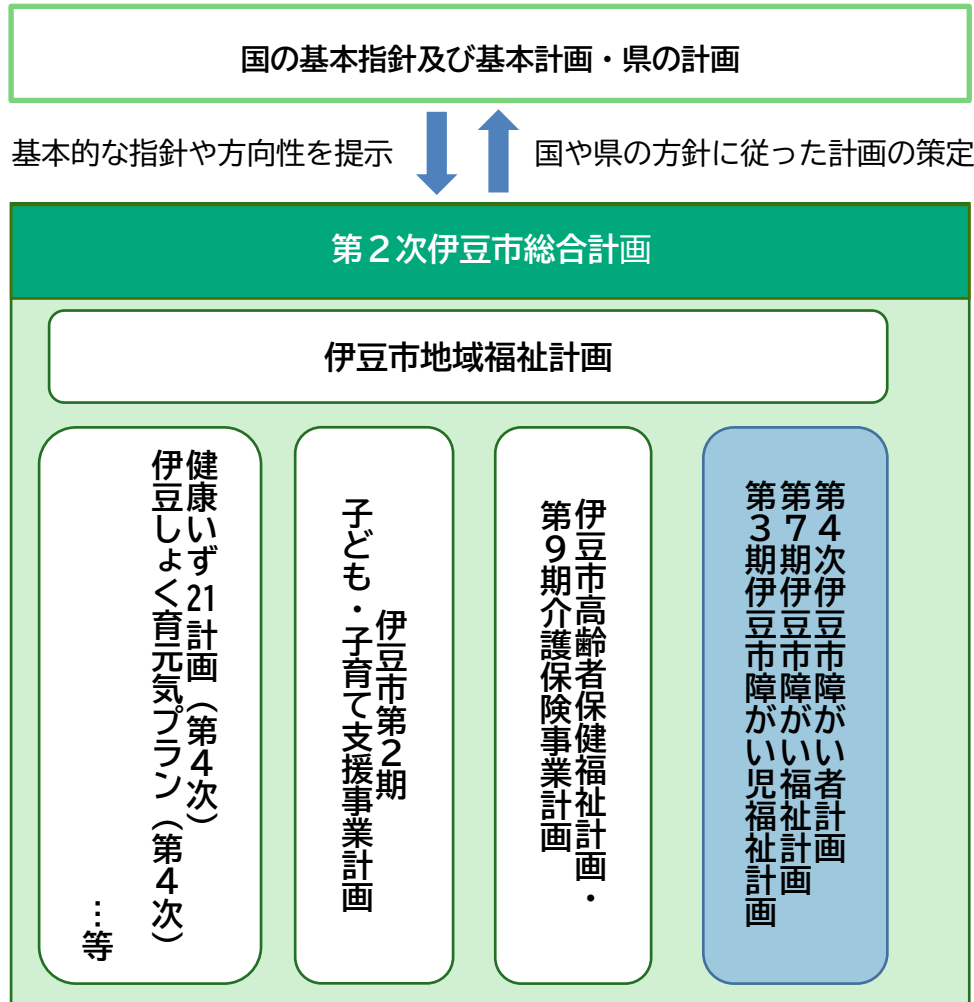
これらの法整備にあわせ、障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者や障がい者といった従来の枠組みを超え、また支え手・受け手という関係にとどまらず地域住民が一体となって一人ひとりの生活課題を総合的に解決していく「地域共生社会[※]」の実現を目指すことが重要です。

本市ではこの度、平成30（2018）年に策定した第3次伊豆市障がい者計画の計画期間終了に伴い、障がいのある人を取り巻く社会環境の変化や法制度等の動向を踏まえながら計画の見直しを行いました。新たに策定する本計画では、障がいのある人が安心して暮らせる地域社会を目指して、「第4次伊豆市障がい者計画」、「第7期伊豆市障がい福祉計画」、「第3期伊豆市障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法*に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

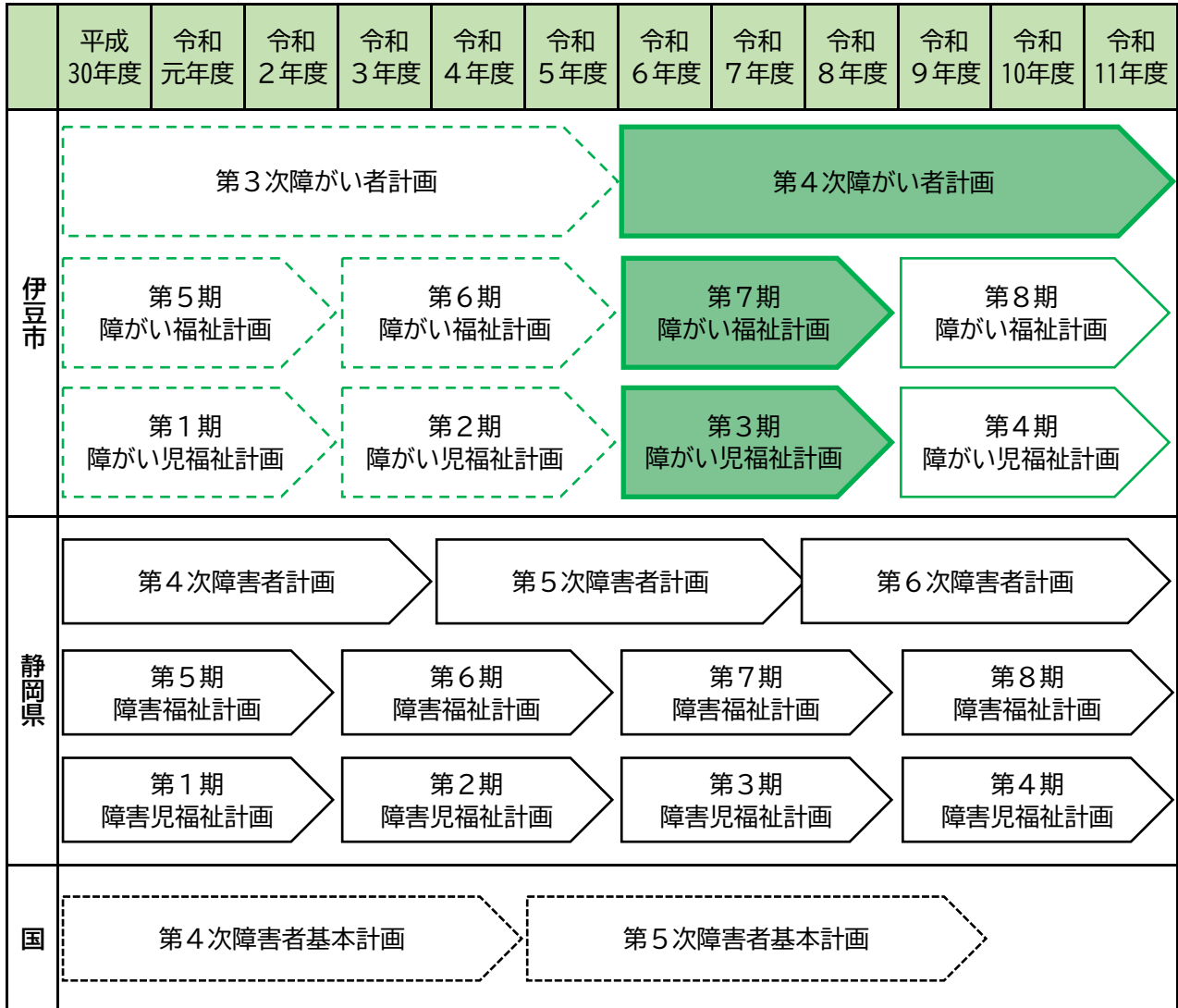
また、本計画は、国や県の上位計画を基本として策定されるとともに、本市の最上位計画である総合計画や地域福祉計画及び他の関連計画などとの整合を図りながら、策定されます。



3 計画の期間

計画の期間は、第4次障がい者計画は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

また、計画の期間内であっても、社会情勢の大きな変化や関連法の改正等に伴い、計画の見直しが必要と判断された場合には見直しを行います。



4 計画の対象者

障がい者計画および障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、障がい者福祉に関する施策を社会全体で推進していくことを目的としていることから、計画の対象は全市民とします。また、本計画における「障がいのある人」とは、「障害者基本法」に定める身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい*のある人や難病*患者とします。精神障がいには、高次脳機能障がい*、認知症等も含まれます。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本市における障がいのある人の現状を把握し、計画策定の基本資料とするため、障がいのある人を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 伊豆市地域自立支援協議会*による協議

障がいに関する専門的知識を有する有識者を交えて、伊豆市地域自立支援協議会で、計画の策定について協議しました。

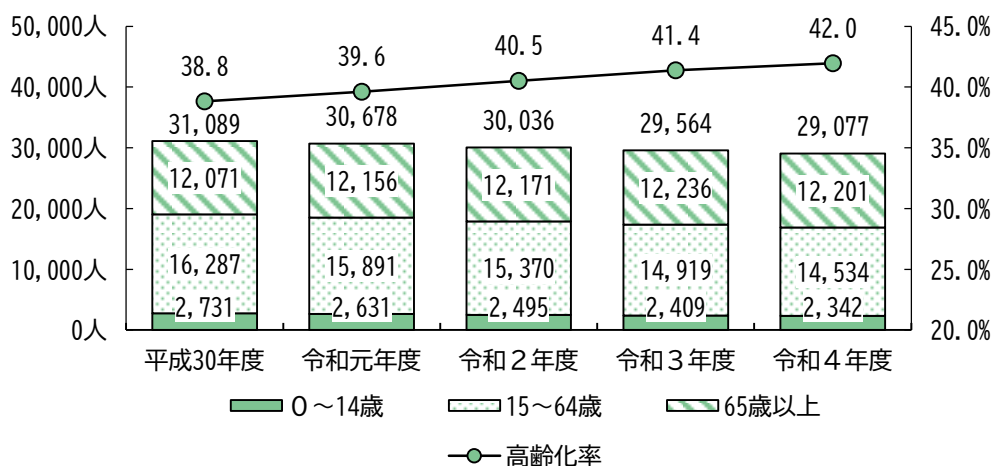
(3) パブリックコメントによる意見聴取

本計画に対する市民の意見を募るため、パブリックコメントを令和6（2024）年1月19日から令和6（2024）年2月2日まで、市ホームページ等で実施しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 統計データからみた現状と課題

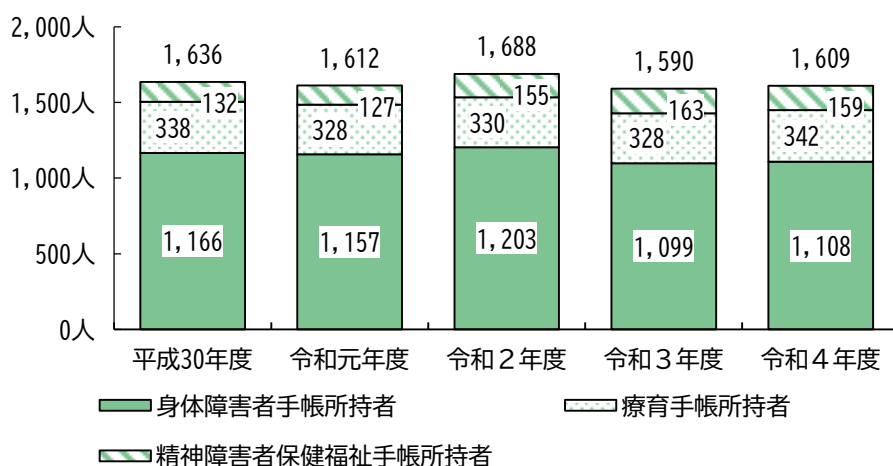
(1) 総人口と年齢3区分別の人口の推移



資料：市民課住民基本台帳（各年度当初現在）

本市の総人口は減少傾向にあり、令和4（2022）年度には29,077人となっています。年齢3区分別にみると、「0～14歳」、「15～64歳」が減少傾向にあり、「65歳以上」が増加傾向にあることがわかります。また、高齢化率は令和2（2020）年度以降40%以上が高齢者という水準で推移し、令和4（2022）年には42.0%に達しています。

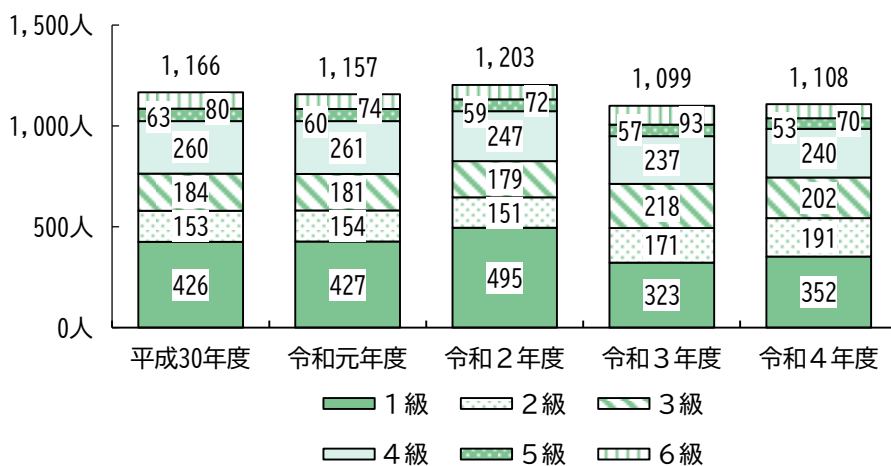
(2) 障害者手帳所持者の推移



資料：伊豆市福祉のしおり（各年度末現在）

障害者手帳所持者は障がいの種別にもてもほぼ横ばいの傾向となっており、令和4（2022）年度には1,609人となっています。

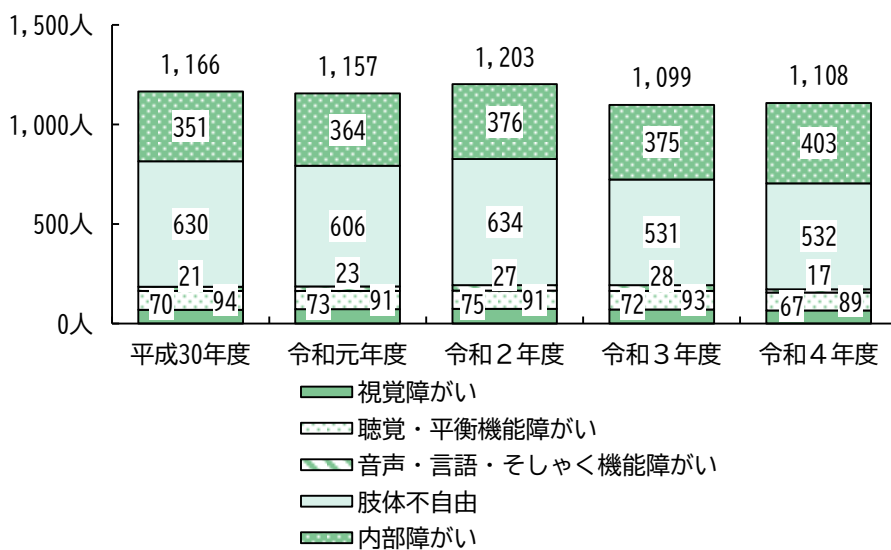
(3) 等級別 身体障害者手帳※所持者の推移



資料：伊豆市福祉のしおり（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「2級」、「3級」は平成30（2018）年度以降、緩やかに増加傾向を示しています。

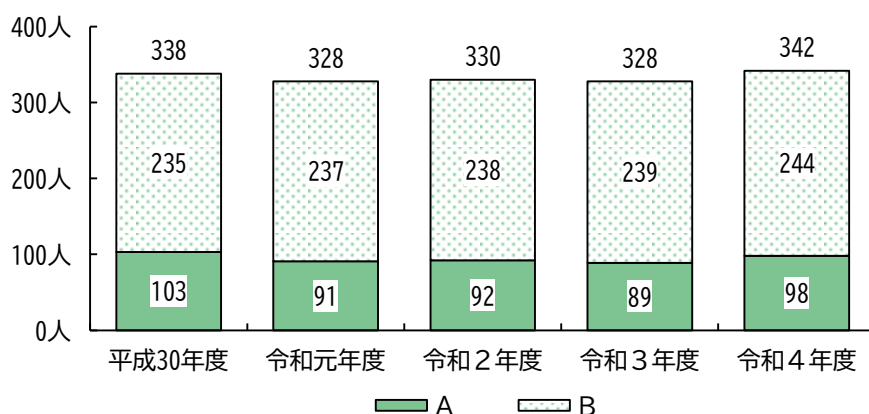
(4) 障がいの種類別 身体障害者手帳所持者の推移



資料：伊豆市福祉のしおり（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」を含む一部の障がいは減少傾向にある一方、「内部障がい」が増加傾向にあります。

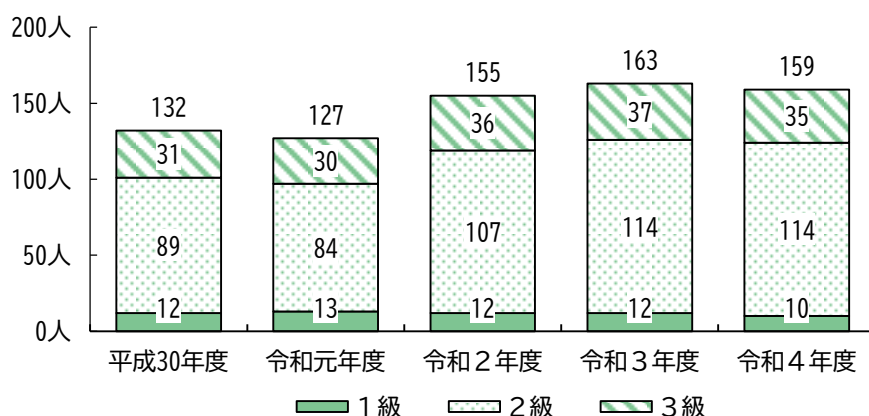
(5) 判定別 療育手帳※所持者の推移



資料：伊豆市福祉のしおり（各年度末現在）

療育手帳所持者を判定別にみると、「A」はほぼ横ばい傾向にあり、「B」は増加傾向にあります。療育手帳の取得が障がい福祉サービスの利用に結びつくことなどが認知されてきたことが要因の1つと考えられます。

(6) 等級別 精神障害者保健福祉手帳※所持者の推移



資料：伊豆市福祉のしおり（各年度末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、「2級」、「3級」がやや増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳の取得が障がい福祉サービスの利用に結びつくことなどが認知されてきたことが要因の1つと考えられます。

(7) こども園・保育園に通う加配対象となる幼児の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
こども園	12	15	18	16	23
保育園	0	0	0	0	0
合計	12	15	18	16	23

資料：加配児童の実績（各年度5月末現在）

こども園等に通う何らかの支援が必要な幼児は、令和4（2022）年までは、10人台で推移しており、令和5（2023）年には23人となっています。園では、加配をつけて対応しています。

(8) 特別支援学級に通う児童・生徒の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	17 (情4)	18 (情4)	22 (情7)	21 (情8)	26 (情10)
中学校	11 (情4)	10 (情2)	9 (情1)	10 (情4)	13 (情6)
合計	28 (情8)	28 (情6)	31 (情8)	31 (情12)	39 (情16)

※（情）は情緒障がい児童・生徒の内数

資料：教育委員会

特別支援学級に通う児童・生徒、情緒障がい児童・生徒ともに増加傾向にあります。令和5（2023）年は、小学校において26人（情緒障がい児童10人）、中学校において13人（情緒障がい生徒6人）の合計39人（情緒障がい児童・生徒16人）となっています。

(9) 特別支援学校※に通う児童・生徒の推移

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	8	8	10	8	7
中学部	7	5	3	4	5
高等部	22	16	16	13	10
合計	37	29	29	25	22

資料：教育委員会・社会福祉課

特別支援学校に通う児童・生徒は減少傾向にあります。令和5（2023）年は、小学部7人、中学部5人、高等部10人の合計22人となっています。

(10) 伊豆市の障がい福祉に係る市内事業所等の一覧

名称	サービス種別	住所
伊豆市社協訪問介護事業所	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	伊豆市本立野531-1
伊豆中央介護センター優しい家	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	伊豆市牧之郷394-11
フレンドワーク かざぐるま	就労継続支援B型	伊豆市柏久保544-25
すばる	グループホーム	伊豆市柏久保1324
すばる2号館	グループホーム	伊豆市柏久保1324
すばる3号館	グループホーム	伊豆市柏久保1324
すばる4号館	グループホーム	伊豆市柏久保1324
伊豆中央ケアセンターホームヘルプサービス	居宅介護 重度訪問介護	伊豆市大野304
農協共済 中伊豆リハビリテーションセンターさわらび	施設入所支援 生活介護・短期入所 自立訓練(機能・生活)	伊豆市冷川1523-108
農協共済 中伊豆リハビリテーションセンターわかば	施設入所支援 生活介護・短期入所	伊豆市冷川1523-108
農協共済 中伊豆リハビリテーションセンターあゆみ	就労継続支援B型	伊豆市冷川1523-108
YES	生活介護 就労継続支援B型	伊豆市大平848-5
陽だまり	就労継続支援A型	伊豆市徳永900
えーる	就労継続支援B型	伊豆市下白岩700-1
トレッセ牧之郷	就労継続支援A型 就労継続支援B型	伊豆市牧之郷107-1
就労継続支援B型事業所プラム	就労継続支援B型	伊豆市月ヶ瀬408-1
駿豆学園	施設入所支援 生活介護・短期入所	伊豆市小下田2492
土肥ホームヘルプ	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	伊豆市小土肥787-2

資料：市・社会福祉課

(11) 伊豆市の相談支援に係る主な事業所等の一覧

名称	サービス種別	住所
相談支援事業ところ	指定特定 相談支援事業所	伊豆市下白岩700-1
障害者生活支援センターなかいずりハ		伊豆市冷川1523-108
伊豆医療福祉センター相談支援事業所 サポートセンターみらいず		伊豆の国市寺家202
サポートセンターゆめワーク		伊豆の国市田京1259-294
伊豆市児童発達支援センター相談支援事業所 おひさま		伊豆市加殿22-1

資料：市・社会福祉課

2 「障がい者福祉についてのアンケート調査」結果

1 調査の目的

この調査は、障がいのある人の日常生活等に関するご意見を聞き、新たな計画を策定するための基礎資料とするために実施しました。

2 調査項目

- 1 あなたご自身のことについて
- 2 障がいの状態や要介護認定について
- 3 日常生活について
- 4 介助者について
- 5 就労について
- 6 就園・就学について
- 7 福祉サービスの利用について
- 8 福祉に関する情報について
- 9 災害時のことについて
- 10 人権・権利擁護について
- 11 相談体制について
- 12 今後の取り組みについて

3 調査の設計

- ・調査対象：市内の各種障害者手帳所持者（児童含む）1,200人
- ・調査方法：無作為抽出による郵送配布・郵送回収
- ・調査期間：令和5（2023）年7月28日～令和5（2023）年8月10日

4 発送・回収状況

対象者数	有効回収数	有効回収率
1,200人	505人	42.1%

※有効回収数：回収票から全く回答がないもの（白票）を除いた数

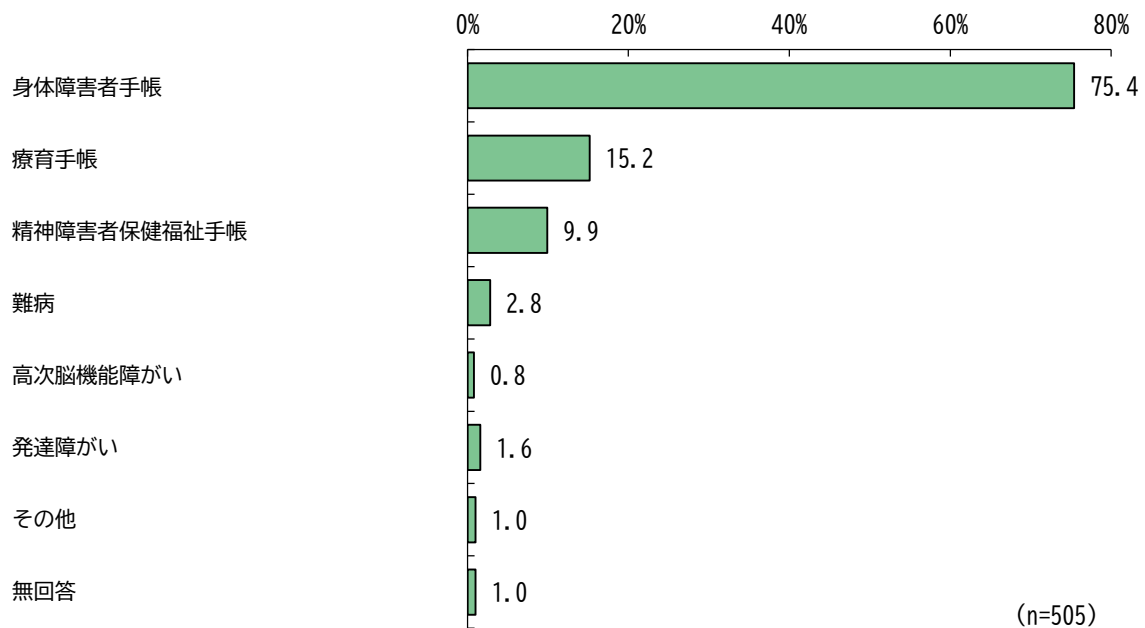
◎調査結果をみる際の注意事項

- (1) 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。
- (2) 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

5 調査結果

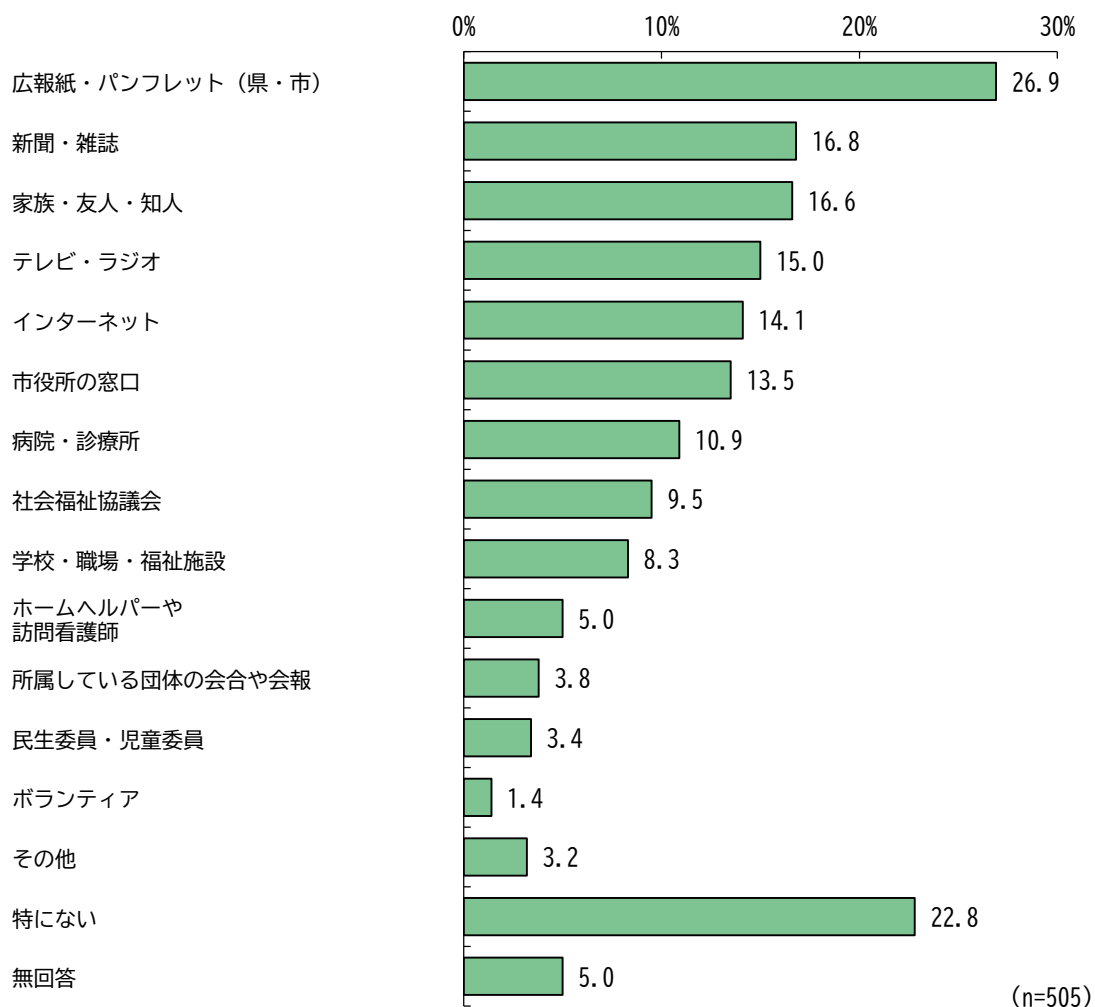
問 あなたがお持ちの各種障害者手帳や障がいについてお答えください。また、各種障害者手帳をお持ちの方はそれぞれの障がいの等級についてもお答えください。

(○はあてはまるものすべて)



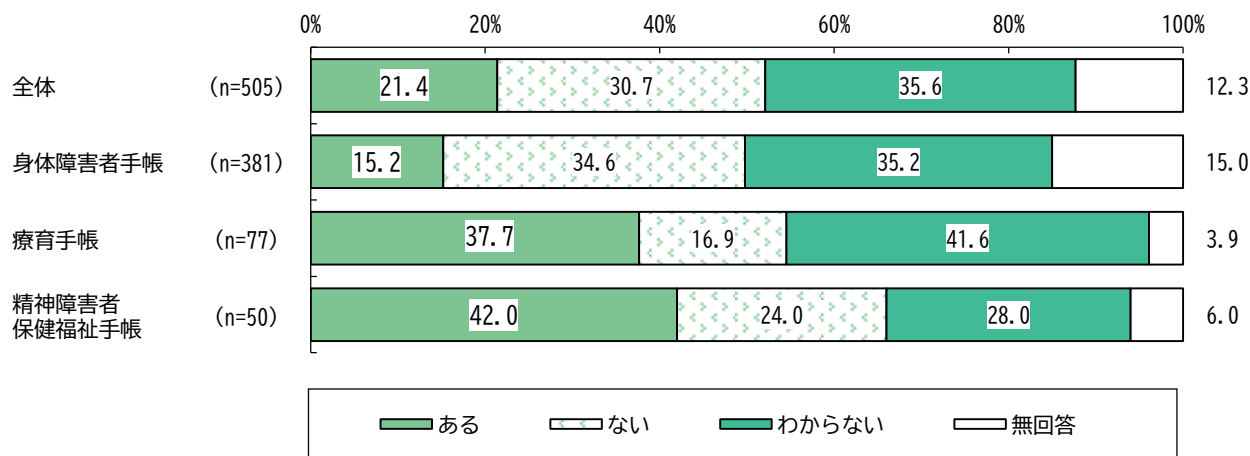
所持している障害者手帳は、「身体障害者手帳」が75.4%と最も多く、次いで「療育手帳」が15.2%、「精神障害者保健福祉手帳」が9.9%などとなっています。

問 あなたは、ふだん、福祉サービスに関する情報を、主にどこから得ていますか。
 (○はあてはまるものすべて)



福祉サービスに関する情報入手先は、「広報紙・パンフレット (県・市)」が26.9%、「新聞・雑誌」が16.8%、「家族・友人・知人」が16.6%などとなっています。また、「特にない」が22.8%となっています。

問 あなたは、地域社会の中で障がいのある方に対する意識に特別な隔たりがあると思いますか。
(○は1つ)

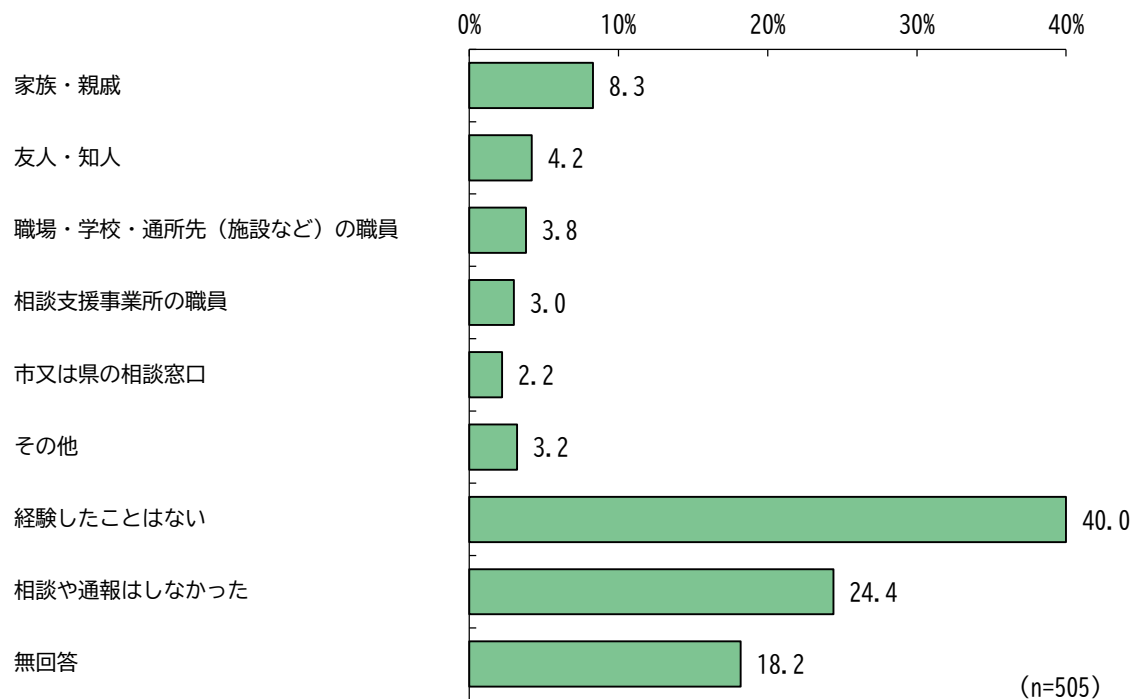


障がいのある方に対し隔たりがあると思うかは、「ある」が21.4%、「ない」が30.7%、「わからない」が35.6%となっています。

手帳種別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「ある」が42.0%と、最も多くなっています。

問 差別や偏見、あるいは虐待を受けたとき、どこ（誰）かに相談や通報はしましたか。
(○はあてはまるものすべて)

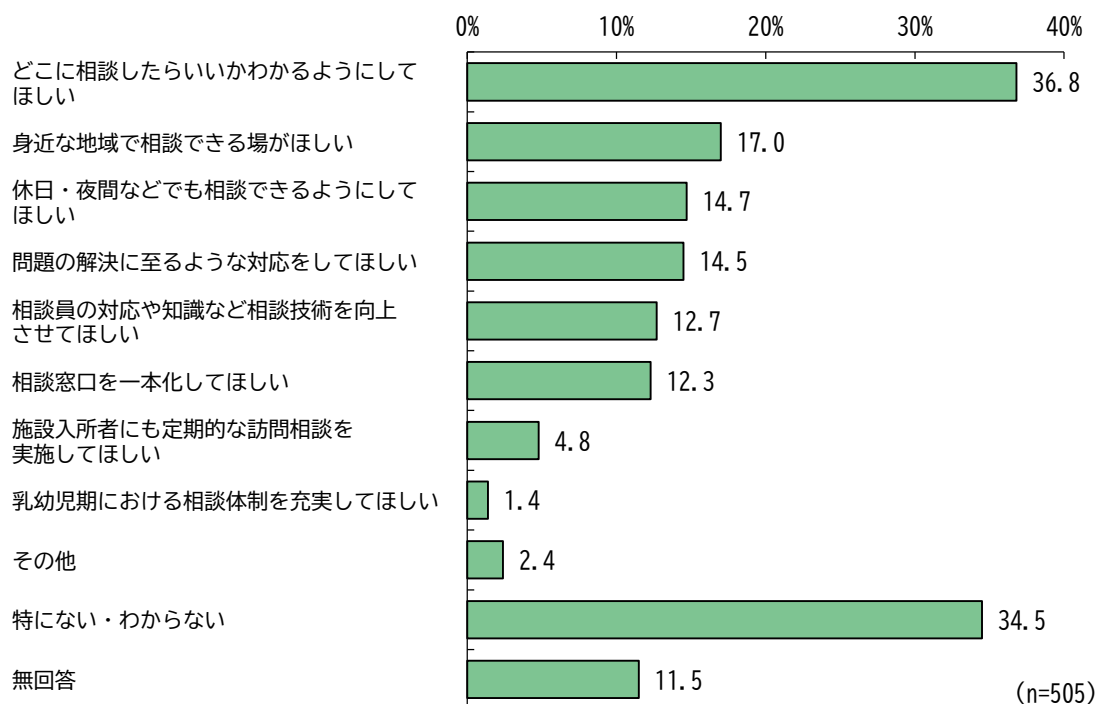
※相談や通報していない方は「8 相談や通報はしなかった」とお答えください。



差別や偏見、虐待を受けたとき、どこかに相談や通報したかは、「家族・親戚」が8.3%と最も多く、次いで「友人・知人」が4.2%、「職場・学校・通所先（施設など）の職員」が3.8%などとなっています。また、「経験したことはない」が40.0%、「相談や通報はしなかった」が24.4%となっています。

問 今後、福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。

(○はあてはまるものすべて)



今後、福祉や生活に関する相談体制として希望することは、「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が36.8%と最も多く、次いで「身近な地域で相談できる場がほしい」が17.0%「休日・夜間などでも相談できるようにしてほしい」が14.7%などとなっています。また、「特にない・わからない」が34.5%となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、ともに豊かで生きがいのある人生を送るためには、一人ひとりが互いに尊重し合い、住み慣れた地域で自立した生活を送れるような社会を実現していくことが必要です。

本市のあるべき姿を定めた最上位計画である「第2次伊豆市総合計画後期基本計画」においては、福祉・医療の分野において「思いやりの気持ちが市民に浸透し、主体的な助け合い・支え合いが地域の中で行われている」「誰もが住み慣れた地域で安心して不便なく暮らせる」「困った時にいつでも相談ができる環境が整っている」を市民と共有したいありたい姿とし、市民や福祉関係者が連携・協力して、住み慣れた地域で人と人とのつながりを感じながら安心して暮らせるまちづくりを目指して施策を展開しています。

本計画は市の最上位計画である総合計画との整合を図るものであり、総合計画の考え方は前計画で掲げた基本理念の「互いに支え合う」「住み慣れた地域で安心して暮らす」という考え方と合致していることから、本計画においてもこれまでの基本理念を踏襲し、以下を基本理念とします。

互いに支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で、

安心して充実した暮らしができるまち 伊豆市

2 計画の基本目標

基本理念に基づいて目指すべき地域像を実現するために、第3次障がい者計画で定めた3つの重点目標を継承し、基本目標として以下のとおり定めます。

1 とともに生きる地域生活の実現

国の指針の中では、障がい者の自立した生活や社会参加の促進を目指し、施設から地域生活への移行を促進することを目標として定めていますが、その一方で障がい者に対する正しい理解の普及には未だ多くの課題が残されており、地域共生社会の実現のためには、障がいの有無に関わらずお互いを認め合い、個人として尊重することが求められます。

このため、地域活動やイベント、学校等の教育機関との連携による取組を展開し、地域の住民が障がいのある人との交流を通じて障がいに対する理解を深められるよう、交流機会の拡充や啓発活動の強化に努めます。

2 自立した地域生活への支援

障がいのある人が地域で自らの意思により、自分らしい生活を継続していくためには、特性に応じて選択が可能となる質の高い障がい福祉サービスを受けることや、的確な対応ができる相談先が確保されていることが必要となります。このため、障がい福祉サービスや相談支援に関わる関係機関・団体との連携・協力を進め、生活支援体制の充実に努めていきます。

また、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいのある子どもを早期に発見し、支援を行っていくために、地域における保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携・協力を推進し、関係機関が必要な情報を適宜共有することや重層的な支援に取り組むことで、妊娠期から就学前・就学後まで、成長段階に応じた切れ目のない支援の実施に努めていきます。

3 安全・安心な暮らしへの支援

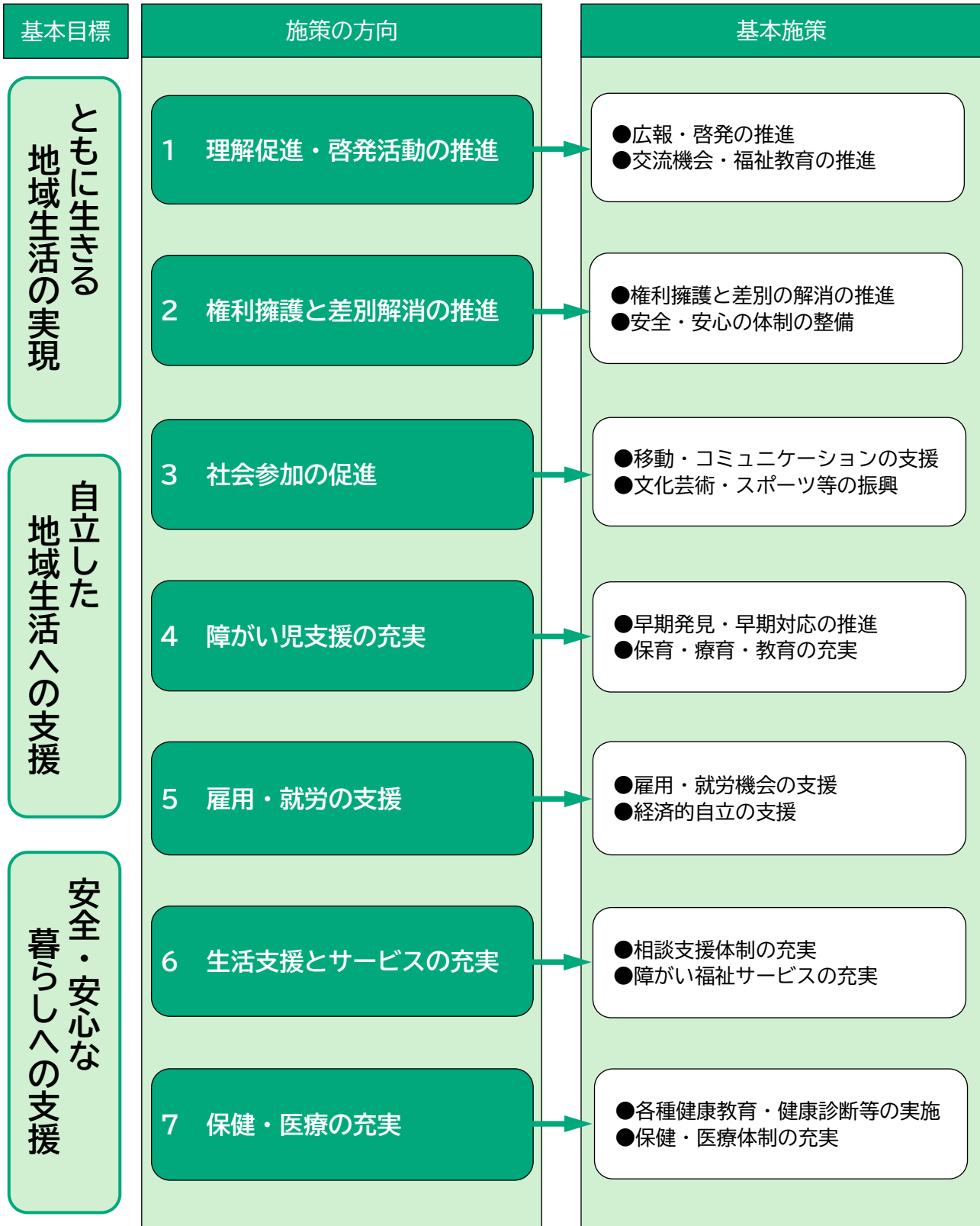
障がいのある人が地域において安全・安心に暮らしていくためには、社会的な要因によってもたらされる困難や制限を可能な限り取り除いていく必要があります。このため、生活拠点としての住まいの確保や公共施設のバリアフリー※化だけではなく、近年行政でも利活用を促進しているICT※やデジタル機器等による情報利用のしやすさ(情報アクセシビリティ)の向上にも重点を置いて取り組む必要があります。

また、災害発生時などに備えて日頃から防災・防犯対策を講じていくことや、意思決定などに関わる権利擁護の推進、心のバリアフリー化や差別解消に向けた理解促進など、安全で安心して暮らしやすい生活環境の整備に努めていきます。

3 施策の体系

基本理念

互いに支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で、
安心して充実した暮らしができるまち 伊豆市

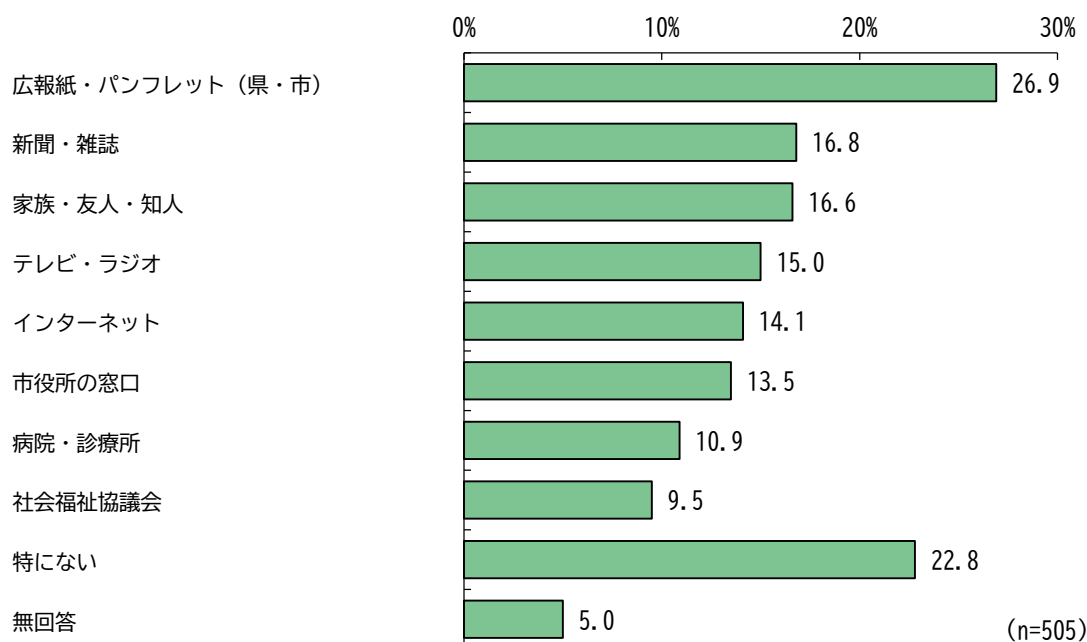


第2部 障がい者計画

第1章 理解促進・啓発活動の推進

- 本市では、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市広報紙やホームページ、パンフレット、「伊豆市社会福祉大会」などの様々な媒体や機会により、広報・啓発活動を行っています。また、子どものころから福祉意識や人権意識が育まれるよう、福祉教育や交流活動の充実に努めています。
- 「共生社会」の実現には地域住民一人ひとりが、障がいや障がいのある人への正しい理解を深めることが重要です。そのため、あらゆる機会を捉えた広報・啓発活動のさらなる充実に努めるとともに、福祉教育や交流活動、さらには地域で活動している様々なボランティア団体への支援や協力を行うことが必要となっています。
- アンケート調査では、情報の入手先として、「広報紙・パンフレット（県・市）」という回答が最も多くなっていますが、「家族・友人・知人」の割合も多くなっています。今後の広報・啓発活動については、ICTの利活用等の手段や媒体にも配慮するとともに、障がいを持つ当事者だけでなく、周囲の人々にも支援に関する情報を広く発信していく必要があります。

< 福祉サービスに関する情報をどこから得ているか（上位項目を抜粋） >



◆広報・啓発の推進◆

取組	内容
障害者福祉のしおり配布等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳交付時に、各種手続きやサービス内容を紹介する「障害者福祉のしおり」等を配布します。
情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当者への個別通知、広報紙掲載、関係者への説明等により、情報提供を行います。 ・ 事業所ガイドのしおりを作成し、情報提供に努めます。 ・ 市のホームページから情報が得やすくなるよう、図・イラストを用いて多様な情報提供を推進します。 ・ 障がいのある人にも様々な情報が行きわたるよう、手話奉仕員をはじめとする各種ボランティアや関係団体との連携を図ります。
情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がいのある人でも情報を得やすいように、市のホームページにおいてテキストファイルの掲載や音声読み上げ等の仕組みの整備及び充実を図ります。
障がい者シンボルマーク等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及を通じて、障がいの有無に関わらず周囲からの援助や配慮を必要とする人の意思表示を支援します。
障害者週間（パラウィーク）キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者週間（12月3日～9日）に行われる市内各所でのキャンペーンや、障がいのある人による作品展、サービス提供事業所、学校、障がい者関係団体等と連携した啓発イベント等を通じ、広く市民に対して障がいについての正しい理解や認識を深めることを目的とした啓発を行います。
講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、共生の意識を醸成することを目的とした講演会を開催し、広く市民へ啓発します。
広報紙等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙を活用し、支援に関する情報提供やボランティアの活動紹介等を行うことで、市民の障がいに対する理解促進を図ります。 ・ 今後はより幅広い層に必要な情報が行きわたるよう、SNSを活用した情報発信の充実に努めます。
市職員への研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用職員研修を通じて、障がいや障がいのある人への理解促進を図る研修を実施します。 ・ 法改正に基づき、権利擁護や合理的配慮[※]に関する研修を導入し、障がい福祉の現状について理解を促します。
民生委員・児童委員への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員に対し、障がいの特性や障がいのある人に関する知識や理解を深めるための情報提供を行います。 ・ 地域の様々な障がいのある人への支援に対応できるよう、希望者に対して手話や点字に関する講座の受講等を促進します。
意見交換の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と障がい者関係団体との意見交換を毎年行い、制度の周知やニーズの把握に努めます。
「こころのユニバーサルデザイン」の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生社会への理解を深めることを目的に、ユニバーサルデザイン[※]の理念や知識を学ぶ機会を設けるとともに、障がいに対する理解や差別の防止についても啓発していきます。

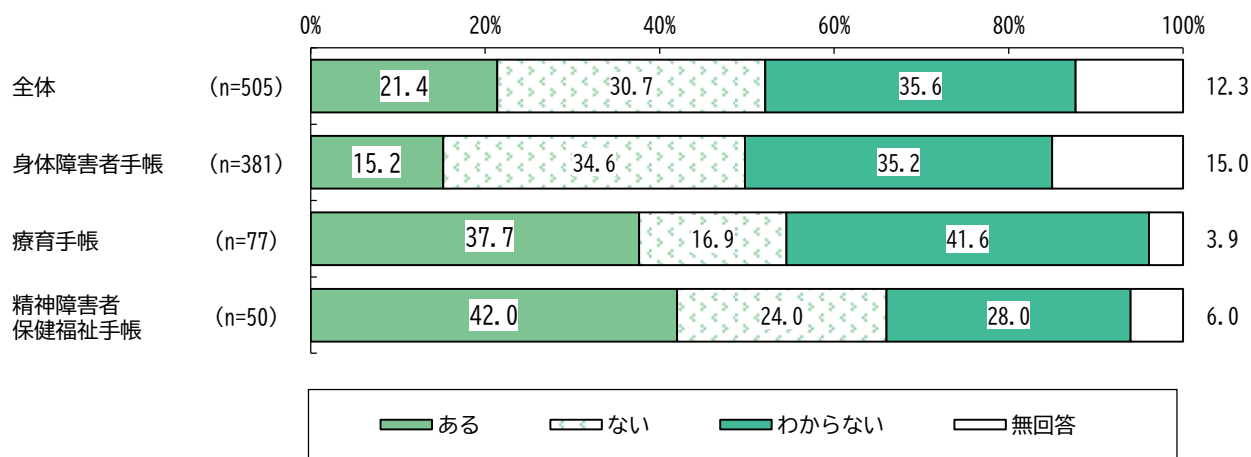
◆交流機会・福祉教育の推進◆

取組	内容
社会福祉大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊豆市社会福祉大会」等をはじめとする各種イベントを通じて障がいの有無に関わらず市民の交流の拡大を図り、相互理解の推進や互助意識の醸成を図ります。
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の発達等に応じた福祉教育を展開することで、幼少期から共生や互助の意識を育みます。 ・家庭、保育・教育機関、地域との連携を強化し、障がいの有無に関わらず子どもと一緒に遊び、学べる環境をつくることで、幼少期からの福祉教育を積極的に推進します。
地域福祉活動の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に向けた手話奉仕員養成講座、小・中学生や高校生に向けた手話教室を継続して開催します。
福祉体験学習事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、主に総合的な学習の時間を活用し、福祉体験学習を積極的に実施します。 ・障がいのある人やボランティアの講話だけでなく、車いす等の補装具※を活用し、体の不自由な人や目の見えない人の気持ちや介助の大変さを理解する等、学習内容の拡充に努めます。
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が住み慣れた地域で、安心した生活が営めるよう、伊豆市社会福祉協議会等と連携して住民主体の支援活動の活性化を図り、地域のつながりの強化や互助意識の向上に努めます。
ボランティアの育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆市社会福祉協議会が中心となり、自主的にボランティア活動を行っている人の情報登録や、ボランティア活動に参加したい人たちへの啓発に努め、双方のマッチング等を支援することで、ボランティア活動の活性化を図ります。 ・新たなボランティアの確保のため、学校や地域との連携のもと、地域で活動する人材や専門的な知識を持つ人の把握に努めます。 ・市内の教育施設・学習施設を活動の場として活用し、講習会などの学習機会を充実することで、ボランティアの確保やリーダー育成を進めます。
ボランティア団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に関する情報を、広報紙等や伊豆市社会福祉協議会等を通して広く発信するとともに、地域住民が主体的に参加しやすい条件の整備を進め、活動の促進を図ります。 ・今後は情報発信や参加申込、登録等においてICTの利活用の促進を検討し、参加のハードルを引き下げられるよう努めます。 ・誰もが気軽に交流できる、身近なふれあいの集いづくりを進めるボランティア団体等に対し、活動支援を行います。 ・市内の各種ボランティア団体のネットワーク化を進め、相互に連携を図ることで、各団体の高齢化や人材不足等の課題の解消を図ります。
スポーツや文化を通じた交流機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツ教室や文化祭等で障がいのある人とない人の交流を促進します。 ・参加者の固定や内容のマンネリ化を防ぐため、内容の充実に努めます。 ・イベントの開催と並行して、障がいの有無に関わらず楽しむことができる「軽スポーツ」の普及を推進します。
団体相互のネットワークづくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者関係団体のネットワークづくりを支援し、意見交換等による地域課題の把握に努めます。

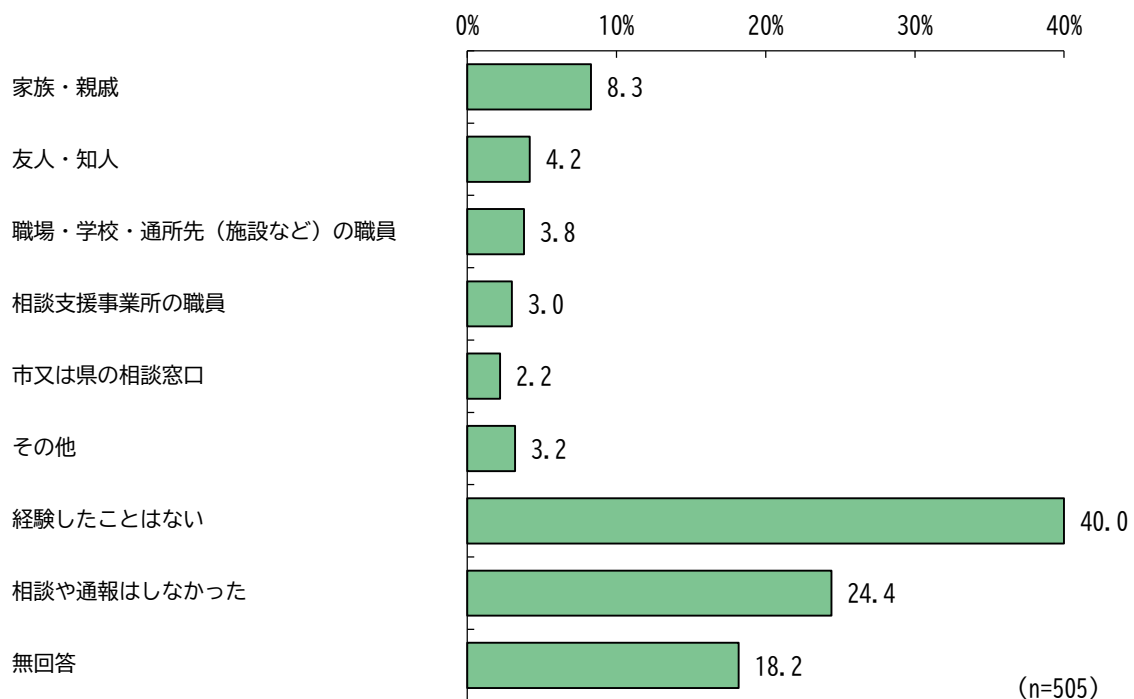
第2章 権利擁護と差別解消の推進

- 平成28（2016）年に施行された「障害者差別解消法[※]」では「障害者基本法」で定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定が具体化されました。地方自治体における差別的な取り扱いを禁止するほか、障がいがあることで生じる不利益を解消するための適切な対応や調整を過大な負担がかからない範囲で行う「合理的配慮（令和6（2024）年4月1日施行）」の提供を義務付けるなど、不平等の解消を通じて共生社会の実現を目指しています。令和3（2021）年度には内容を一部改正し、地方自治体のみならず民間事業者においても法的義務化を適用する等、権利擁護の推進に係る動きは現在も活発に展開されています。
- 地域社会においても、障がいのある人もない人も互いに助け合い、等しく社会の一員として生活・活動するというノーマライゼーション[※]の考え方は徐々に浸透しつつあるものの、日常生活、社会参加、働く場の確保、情報収集など、障がいのある人を取り巻く環境には、未だ様々な障壁（バリア）があり、差別や偏見、疎外感を感じる障がいのある人がみられる状況です。
- アンケート調査では、障がいのある人に対する意識に特別な隔たりが「ある」という回答が約2割となっています。また、日常生活の中で差別や偏見、虐待を受けたときに「相談や通報はしなかった」という回答も2割を超えて多くなっており、引き続き差別の解消に取り組むとともに、障がいのある当事者に対して、自身の権利等に関する啓発と相談先の周知にも注力する必要があります。
- 障がいのある人や介助者が住み慣れた地域で自立した生活を継続し、生活の質を高めるためには、人権や個人の尊厳が保障される権利擁護の視点に立った地域における多様な生活のあり方を支援するサービスを提供するとともに、相談支援・情報提供体制を確立することが求められています。

< 障がいのある方に対し隔たりがあると思うか >



< 差別や偏見、虐待を受けたとき、どこかに相談や通報したか >



◆権利擁護と差別の解消の推進◆

取組	内容
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・意思表示や判断能力が不十分な知的障がい・精神障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知・利用促進を図ります。 ・成年後見制度の地域連携ネットワークの構築に向け、関係機関との連携体制を強化していきます。
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や判断能力が十分でない人が、安心して福祉サービスを受けることができるよう、伊豆市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の適切な利用を推進します。 ・当該事業利用者のモニタリングを通じて、適宜成年後見制度の利用への移行を促し、両者の適切な運用を図ります。
虐待の防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者部門や関係機関との連携、さらには、地域による日常的な見守り支援などを組みあわせ、障がいのある人に対する虐待防止・早期発見の体制をつくります。 ・他者からの虐待防止を推進するとともに、独居の人が自身の生活に注意を払わなくなる「セルフ・ネグレクト[※]」の防止を推進していきます。 ・障害者虐待防止センターの一層の周知を図ります。
一時保護のための居室の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への虐待に迅速に対応するため、障がい者支援施設等に依頼し、虐待を受けた障がいのある人の緊急受け入れのための居室を確保します。
障がい者差別解消に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における身近な差別の解消を推進するため、合理的配慮の好事例の紹介や、差別解消に関する啓発等を行います。 ・令和6年の法施行により、民間事業主においても合理的配慮の提供が義務付けられたことを周知するとともに、職場環境や雇用制度面で求められる事項について、情報提供を行います。
ヘルプマークの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に支援や配慮の必要性を意思表示できる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の配布を行うとともに、障がい者団体と連携を図り、普及啓発に努めます。
障がい者差別解消に向けた職員への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の趣旨及び障がいに対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、職員の周知理解を進めます。 ・権利擁護や合理的配慮に関する研修を導入し、新規採用職員や異動・配置換えのあった職員への障がいへの正しい理解を促進します。
手話言語条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年に制定した「伊豆市民が共にあゆむ手話言語条例」に基づき、「手話は言語である」という前提のもと、手話の理解と普及の促進、手話を使用しやすい環境づくりを推進することで、地域共生社会の実現に努めます。

◆安全・安心の体制の整備◆

取組	内容
防犯のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪に巻き込まれる、または関わることがないように、障がいのある人や介助者、家族等も含め、市民に防犯に関する啓発活動を行います。
地域の防犯力強化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と警察署による防犯ネットワーク体制の確立と防犯知識の普及に努めます。
消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人や介助者、家族等も含め、市民に消費者被害に関する啓発活動を行います。 ・ 消費者被害の相談について、対応する関係部署・機関等に迅速につなげます。
救急医療情報キット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の安全・安心を確保するため、世帯情報、かかりつけ医療機関、薬剤情報提供書の写し、保険証の写しなどを入れる救急医療情報キットの救急時の活用について周知を図ります。
福祉避難所の受け入れ体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者の受け入れに関する協定を締結します。 ・ 災害時に備え、福祉避難所となる施設と連携を図り、緊急時の受け入れ体制の構築を行います。 ・ 避難所での生活において「ヘルプカード」の活用を促進し、日頃からカードやマークに対する理解促進に向けて情報発信に努めます。
避難行動要支援者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者である障がいのある人の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿[*]を作成し、避難支援等の関係者に提供します。 ・ 令和3年度より努力義務化された個別避難計画の作成を推進し、災害時における地域の支援体制を強化します。
防災メールへの登録呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障がい等の特性に応じた情報発信が可能となる「防災メール」への登録を呼びかけるとともに、登録作業の支援を行うことで、地震や津波、気象情報等の災害に関する情報提供を充実させます。
NET119システム及びICTの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚や言語機能に障がいのある人等、電話による119番通報が困難な人へのNET119システムの普及促進を図ります。 ・ 今後も引き続き、情報発信や障がいのある人への情報の入手手段としてのICTの利活用の促進を検討していきます。
まちのバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正に基づき、道路の新設・改修の際に段差や傾斜の改善等のバリアフリー化を推進するとともに、鉄道、バスなどの公共交通網のバリアフリー化を通じて外出しやすい環境づくりに努めます。 ・ 全ての市民が利用しやすい施設整備の推進に向けて、エレベーターやスロープの設置、トイレ等の設備の改修等、公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進します。

第3章 社会参加の促進

- 障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動や文化活動、地域活動などを通じて社会参加を図ることは、障がいのある人の生きがいづくり、生活の質の向上を図るうえで非常に重要であり、ゆとりや潤いのある生活を送るために必要不可欠な活動と言えます。
- 平成30（2018）年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、芸術を鑑賞しやすくするバリアフリーの観点だけでなく、障がいのある人の文化芸術活動への参加・創造のための一層の環境整備や支援が求められており、積極的な社会参加に向けて、障がいのある人がいつでも、どこへでも安全かつ自由に移動できる環境づくりや、意思疎通を支援する手段の確保が重要となります。
- 本市では、県が開催する障害者スポーツ大会への参加支援やその情報提供を行うとともに、潜在的な能力開発につながる文化活動を支援しています。
また、そのような社会参加を支えるため、ガイドヘルパーの派遣や介助ボランティアの確保など、移動の支援を図るとともに、様々な媒体を活用した情報提供など、コミュニケーションの円滑化を図るサービスを提供しています。
- 令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、障がいのある人においても自由な行動や希望する活動への参加は困難な状況が続いていましたが、現在は地域活動やイベント等も少しずつ再開され始めています。
今後も引き続き地域活動やイベント等の情報発信に努めるとともに、国の指針に基づいて障がいの有無に関わらず情報を受け取ることができるよう情報発信の際の手法についてもアクセシビリティの向上に努めていきます。

◆移動・コミュニケーションの支援◆

取組	内容
地域行事・活動への参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の視点から移動支援や会場誘導、駐車場の確保、優先席の設置等を行い、障がいのある人が地域行事・活動に参加しやすい環境を整備します。 ・併せて上記の取組や合理的配慮の考え方について、市民への周知を徹底し、理解促進に努めます。
移動における支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりでの外出が困難な障がいのある人に、移動支援サービスを提供します。
タクシー券の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度心身障がい等のある人に対し、福祉タクシー・バス・鉄道利用券を交付します。
自動車運転免許の取得などの費用助成	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の助成を実施します。
障がいのある人に配慮した駐車場の拡充と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設における障がい者用駐車場の拡充を図るとともに、県が推進する「ゆずりあい駐車場制度」や独自に使用している案内表示・マーク等について市民に周知を行います。
手話通訳者 [※] や要約筆記者 [※] の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者や要約筆記者の派遣を継続して実施し、聴覚障がい者とその他の者との意思疎通を支援し、聴覚障がい者の社会参加の機会の拡大を図ります。
福祉事務所への手話通訳者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所に専任手話通訳者1名を配置し、聴覚障がい者とその他の者の意思疎通の円滑化、情報保障を図ります。
手話奉仕員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座の開催により、手話奉仕員の育成を行います。
手話言語の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語の理解促進のため市民や行政職員等を対象に手話講座(教室)を実施します。

◆文化芸術・スポーツ等の振興◆

取組	内容
各種講座や自主講座への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無に関わらず、文化芸術に関する様々な講座への参加を促進し、創作活動のための支援とともに、住民同士の交流促進を図ります。
講演会などにおける支援	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある人が気軽に参加できるように、様々な分野の講演会において、手話通訳者や要約筆記者を配置するよう呼びかけます。
文化・芸術活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が日頃の趣味・学習活動を通じて創作した作品を展示する展覧会等の開催を支援し、創作活動の発表の機会を確保します。
スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人とない人がともに活動する市民一体型のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。 ・各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会を支援するとともに、参加機会の拡充を図ります。
活動しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の余暇活動の充実を図り、活動しやすい環境の提供に努めます。
軽スポーツの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無に関わらず誰もが楽しみ、競い合うことができる「軽スポーツ」の普及を図り、地域のスポーツ教室等を通じて周知や体験する機会を確保します。
国際的な障がい者スポーツの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2025デフリンピックの開催を踏まえ、引き続き障がい者スポーツについての認識を市民に広げます。 ・障がい者スポーツを実施できる環境や指導者の確保に努め、普及啓発と競技人口の拡大を図ります。

第4章 障がい児支援の充実

- 出産後の保護者や子育て世帯においては、子どもの成長・発達が大きな関心ごととなりますが、子どもの発達について不安な点が生じた際には、身近で親身に相談に応じてくれる場所を確保することで、心理的な負担を軽減することが重要です。
- 障がいのある子どもに対する早期の教育的対応は、乳幼児期の健やかな発達を促すために重要です。また、障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期から学童期、青年期、成人期、高齢期へと続くライフステージに応じて一貫した療育・教育を提供していくことが大切です。
- 必要な療育・支援を早期から提供するためには、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談体制の充実、関係機関における連携強化、発達と障がいに関わる職員に対するアセスメント向上を目的とした研修の実施等を通じて、地域全体で子どもの成長を見守ることが重要になります。
- 本市においては令和元（2019）年より子育て世代包括支援センター「にじいろ」を開設し、母子健康手帳の交付時から妊娠・出産・子育ての相談に対応し、関係機関との連携によって切れ目ないサポートを実施しています。令和6（2024）年度からは子育て世代包括支援センターと子育て家庭総合支援拠点の機能をあわせて「こども家庭センター」を設置し、妊産婦や子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行っていきます。相談支援を通じて出産や育児等の悩みの解消を図るとともに、対話を通じて成長・発達に遅れがみられる児童の早期発見・早期療育につなげられるよう努めていきます。

◆早期発見・早期対応の推進◆

取組	内容
乳幼児健康診査の実施	・健康診査後の要フォロー児に対して適切な保健指導の実施や、必要に応じて外部の専門機関を案内し、切れ目のない支援の充実に努めます。
就学時健診の実施	・就学予定者に対し、知的発達や精神発達の様子を確認します。 ・検査結果をもとに、必要に応じて就学相談等を通じて本人や保護者の意思を尊重しながら、適切な治療勧告や就学支援等を行います。
早期の言語相談等の実施	・乳幼児健診や保護者への相談支援等の内容を踏まえ、言葉に対して心配のある未就学児を対象に言語相談等を行います。

◆保育・療育・教育の充実◆

取組	内容
適切な職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、こども園に適切な職員配置（加配保育士の配置）を行うとともに、人材の確保に努めます。
未就学段階の特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育へのスムーズな移行を図るために、保育園、こども園と特別支援教育の連携強化を図ります。
子育てに対する相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の子育てに関する悩みや不安に早期に対応し、相談、支援体制の充実を図ります。 ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に教育・指導・相談対応の強化を図ります。
義務教育段階の特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある児童・生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行えるように、本人と保護者の意見を尊重しながら、適切な教育・指導に努めます。 ・ 障がいのある児童・生徒が安全に安心して教育を受けられるよう、衛生面や安全面など、引き続き学校の施設及び設備の充実を図ります。
特別支援学校等卒業後の就労に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育を修了した後、本人の希望に沿って地域でスムーズに就労できるように、障がい福祉サービス事業者などとの連携を強化し、積極的な支援に努めます。
発達障がい児等支援ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくりに努めます。
児童発達支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
児童発達支援センターの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内における児童発達支援の拠点として、児童発達支援センターの機能強化に努めます。
放課後等デイサービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、将来の自立した生活や社会交流の促進に向けた訓練を行います。
日中一時支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校や特別支援学級等の児童・生徒の放課後や長期休業における預かり支援をします。

第5章 雇用・就労の支援

- 就労は自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加・社会貢献の促進や本人の生きがいがづくりの観点からも重要な要素のひとつです。
近年では、少子高齢化の進行に伴い生産年齢人口の減少が懸念されており、障がいのある人に対する働き手としての期待も大きくなっています。また、障がい福祉計画において定められる一般就労等に係る成果目標の設定もより詳細なものとなっています。
- 平成22（2010）年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正されたことを皮切りに障がい者雇用に係る法制度の整備が進み、近年では民間事業者においても「合理的配慮」の提供を義務化する等、障がいのある人にとって働きやすい環境が整備されつつあります。
こうした動きにあわせて、今後ますます就労を希望する障がいのある人の増加が予測されることから、障がいのある人の適性や能力に応じた多様な就労の機会や場の確保が一層重要となります。
- 本市では、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチなどの関係機関との連携のもと、事業所に対する助成制度の周知や障がいのある人からの相談対応、職場定着支援などを図るとともに、一般就労が困難な人に向けた能力開発や訓練の場として福祉的就労^{*}の場の確保にも努めています。
- 今後は、障がいのある人の自立と社会参加を促進させていく中で、自分らしく生活が送れるよう、所得を得るための働く場の確保といった就労支援だけでなく、日中活動としての働く場を確保するなど、本人の意思を尊重したうえで、障がいの程度や状況に応じて働く場所や働き方を提案していく等の就労支援を検討していく必要があります。

◆雇用・就労機会の支援◆

取組	内容
障がいのある人の雇用に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やパンフレット等を通じ、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」や「障害者週間（パラウィーク）（毎年12月）」などにおいて障がいのある人の雇用についての周知を図ります。 ・法改正により義務化された「合理的配慮」の提供について、具体的な事例を交えて、事業者等に周知と必要な情報提供を行います。
法定雇用率達成のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークと連携し、事業者に対して障がいのある人の雇用制度等について周知し、一般雇用の促進と法定雇用率の達成につなげていきます。 ・雇用促進と併せて、職場環境や雇用条件において必要な取組や求められる配慮についても情報提供を行います。
ジョブコーチ支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・働く障がい者への支援に加え、事業者や周囲の従業員に対しても職場適応に必要な助言を行う「ジョブコーチ（職場適応援助者）」について周知と人材の育成に努めます。 ・ジョブコーチが在籍している社会福祉法人や企業と連携し、地域全体で障がいのある人が働きやすい環境の構築に努めます。 ・県が行うジョブコーチ養成研修等の周知を行います。
福祉サービスによる自立訓練の早期実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就労希望がある障がいのある人に障がい福祉サービスを提供し、生活リズムの構築や作業能力の向上を図ります。また、早期のサービス提供のため、行政・相談支援事業所の情報共有の仕組みを強化します。
就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一般企業などへの就労を希望する障がいのある人に対して、就労の機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上のため、訓練系サービスの機会を確保します。 ・ハローワークをはじめ、障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチなどの関係機関の連携により、障がいの種別・程度に応じた的確な就労支援体制の充実を図ります。 ・地域自立支援協議会の就労支援ネットワーク部会を活用し、障がいのある人の就労支援体制を整えます。
福祉サービスを活用しての就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が1つの職場で継続的に就労できるよう、就労後のフォローアップを行う「就労定着支援」の充実を努め、相談支援事業所やハローワークと連携を強化します。 ・障がいのある人の能力や適性、就労の意向等を踏まえてアセスメントを実施し、働き方の選択を支援する新サービス「就労選択支援」の実施体制について検討していきます。
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人一人ひとりが障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、各事業所との連携強化、支援を図ります。
福祉事業所生産品の販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設に就労する障がいのある人の経済的自立を支援するため、授産品の紹介・宣伝や優先購入・調達を推進していきます。
農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の活躍推進と、農業生産現場における働き手の確保のため、農業経営者との連携を図ります。

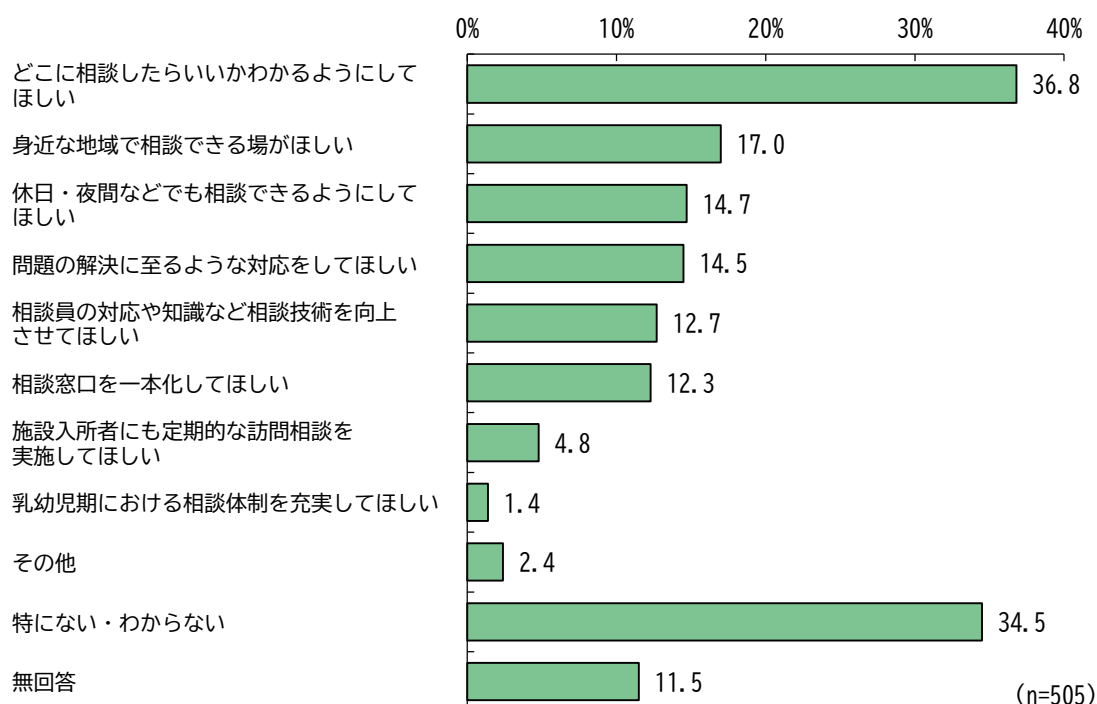
◆経済的自立の支援◆

取組	内容
障がいのある人への各種手当や年金の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当や特別児童扶養手当、静岡県心身障害者扶養共済制度等の各種手当や年金について、該当者や関係機関・団体、また、市民に広く周知を行います。
各種手当・制度の周知方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載に加え、該当者へ各種手当や制度についての情報を提供するとともに、民生委員・児童委員、障がい者関係団体、施設職員等への周知を行います。 ・より幅広い世代に情報が行きわたるよう、SNS等を活用した情報発信を検討していきます。 ・医療費助成の制度改正時には、該当者への個別周知と広報紙への掲載等による周知を図ります。
心身障害者扶養共済制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者扶養共済制度の実施により、保護者が亡くなった場合等に障がいのある人に終身年金を支給します。
福祉タクシー等利用券の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の移動を支援するため、在宅で生活する重度の障がいのある人に福祉タクシー等利用券を交付します。
自動車改造助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に障がい等のある人の自立更生を助けるため、当該障がいのある人が運転するために必要な自動車の改造に対し補助金を交付します。
社会福祉協議会における貸付制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆市社会福祉協議会と連携し、各種資金の貸付制度についての周知を図ります。
工賃向上のための支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・委託作業共同受注や物販・役務の場の提供により、工賃向上を支援します。 ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針による目標額を増額し、庁内への呼びかけを強化します。
官公需の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市が取り組む事業について、市内の障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所等への委託、官公需の拡大を推進します。 ・障がい福祉サービス事業所の自主製品について、授産製品の情報提供をするなどして、目標額の達成を図ります。
調達方針や実績の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所からの物品などの調達方針や実績の公表を継続的に行います。

第6章 生活支援とサービスの充実

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、ライフステージに応じた生活課題の解決に向けたきめ細かな相談支援体制の確立のほか、当事者だけでなく、介助に携わる家族・親族等の負担軽減を目的とする支援も含め、様々な形での日常生活上の支援を行うことが必要です。また支援体制の充実だけではなく、必要な情報が得られる体制の整備も重要となります。
- ノーマライゼーションの理念のもと、施設入所中心の福祉から地域生活、在宅生活の支援へと大きく施策の流れが変わる中で、障がいのある人や介助者の高齢化、障がいの重度化・多様化等に伴い、障がいのある人や介助者のニーズがますます多様化することが予測されます。そのため、国の指針との整合性を確保しながら、本市の障がい福祉の現状や課題を踏まえたうえでサービスの提供基盤等の充実を図ることが必要となっています。
- 本市では、「伊豆市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人の在宅生活を支えるためのサービスや日中活動の場の提供、住み慣れた地域での住まいの確保、コミュニケーション支援等を実施してきました。また、委託する相談支援事業所において、障がいのある人や支援者、家族等からの相談に個別対応による支援を提供しているほか、地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員が活動しています。
- アンケート調査の結果をみると、相談体制への希望は障がい種別によらず「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が最も多くなっています。
先に挙げたように、多様な主体による相談支援を展開していますが、アンケート調査では主な相談先は「家族・親族」が7割弱である一方、その他の項目はいずれも2割未満、行政や相談支援事業所は1割程度など、偏りがみられます。
相談支援の普及はその後のサービスや支援の利用促進にも大きく影響するため、相談先の周知も含め、市が展開する施策・事業に関する情報を幅広く発信していくことが重要です。

< 今後、福祉や生活に関する相談体制として希望すること >



◆相談支援体制の充実◆

取組	内容
総合的な相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人にきめ細かなサービスが提供できるよう、総合相談窓口を設置し、生活に関する相談対応、各種サービスや成年後見制度等の利用促進、専門的な機関への紹介等を実施します。 ・相談支援を担う人材の資質向上を図るとともに、各種相談機関や相談員等との連携強化に努めます。 ・子どもの発達相談をはじめとする各種相談に対応できる相談窓口の充実を図ります。
重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人やその家族等が抱える複合化・複雑化した生活課題の解決に向けて、庁内各課が連携を図り分野横断的な支援を展開していきます。 ・本市では福祉の総合相談窓口として「福祉相談センター」を設置しています。 ・相談を通じて把握できた生活課題や、住環境等を踏まえ、関係各課が連携を図り、アウトリーチ活動や地域全体へのアプローチ等、中長期的な視点で伴走型の支援を展開し、課題の解決を目指します。
地域自立支援協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、地域自立支援協議会との連携を強化します。
地域自立支援協議会における専門部会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の中で、当事者の抱える課題を協議する場として個別支援会議及び専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営します。
相談支援事業所相談員等の研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・より質の高いケアマネジメントを提供するため、サービス等利用計画を策定する相談支援事業所の相談員、その他関係機関の職員を対象に研修を実施します。
介護保険制度※と障がい福祉施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス利用者が円滑に介護保険サービスを利用できるよう、介護サービス事業者からの情報を聴取する等、障がいのある人への支援を図ります。

◆障がい福祉サービスの充実◆

取組	内容
訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」、「重度障がい者等包括支援」について、サービス提供事業者の確保に努めるとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労選択支援」、「就労継続支援A型、B型」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所」について、市内及び近隣市町の事業所と連携しながら、各サービスの充実を図るとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」、「自立生活援助」について、市内及び近隣市町の事業所と連携しながら、各サービスの充実を図るとともに、利用対象者の把握と情報提供を図ります。
その他の障がい福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」について、各相談支援事業所との連携・調整に努めるとともに、対象者の把握を行い、適切な相談支援の実施に努めます。 ・「自立支援医療」については、より多くの人々が制度を利用できるよう周知徹底を図るとともに、適切な医療を提供できるよう医療機関との連携に努めます。 ・「補装具費給付」については、制度のさらなる周知徹底を図るとともに、対象者が適切に制度を利用できるよう必要な情報提供を行います。
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」、「理解促進研修・啓発事業」について、各サービスの周知・充実を図ります。 ・「日中一時支援」、「身体障害者自動車免許取得費補助事業」、「身体障害者自動車改造費補助事業」、「訪問入浴サービス」、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について、各サービスの周知・充実を図ります。
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、地域に必要な資源についての課題を見つけ出し、必要なサービスの充実を図ります。
住まいの確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅への入居支援やバリアフリー住宅への改修等の相談支援、民間の賃貸住宅等に対し、「バリアフリー法」や「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づく住宅整備を周知啓発する等、ユニバーサルデザインの視点に立った住まいの確保に努めます。
情報提供におけるICTの利用促進とアクセシビリティ対応	<ul style="list-style-type: none"> ・より幅広い世代に支援やサービス、地域活動等の情報が行きわたるよう、情報発信においてSNS等をはじめとするICTの活用を促進するとともに、誰もが情報入手しやすいよう、アクセシビリティの向上を図ります。

第7章 保健・医療の充実

- 障がいは後天的に発生するケースや、様々な要因と絡み合い、心身の機能の低下につながる可能性があります。疾病や障がいをできるだけ早期に発見し、必要な診療や相談・支援につなげていくことが、障がいの予防・軽減を図るうえで重要な課題の1つとなります。また、障がいの発生時期や原因は様々であり、乳幼児期から学童期、青年期、成人期、高齢期等ライフステージに応じた障がいの発生予防と早期発見・支援対策が必要です。
- 本市では、妊産婦に対する保健・栄養相談等を行っているほか、各種健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療に向け、適切な支援や医療への連携を図っています。また、ライフステージに応じた健康教室や健康相談等、様々な機会を通じて疾病の予防対策を行っています。しかし、脳血管疾患等の生活習慣病から障がいになるケース等もみられ、特定健康診査をはじめとする健康診査や健康教室の受診率の向上や、保健・医療に関する健康情報の提供が課題となっています。
- 近年では、著しい社会環境の変化とともにストレスが増大し、心の病気にかかる人が増加傾向にあるため、市民一人ひとりに対する心の健康づくりにも取り組むことが重要となっています。加えて、国の保健・医療の流れの中で、精神疾患のある人に対する市や地域の役割がこれまで以上に大きくなっていることから、そうした人々が地域で安心して生活を送り、社会復帰ができるよう支援を進める必要があります。
- 障がいの早期発見・早期対応は、今後の支援のあり方を左右するものとなるため、妊娠中から高齢者まで生涯を通じた健康意識の普及・啓発、健康増進活動の充実を図るとともに、障がいの軽減や障がいのある人の自立を促進するため、適切な医療が受けられるよう地域医療との密接な連携を図り、医療・リハビリテーション体制の充実を推進することが求められています。

◆各種健康教育・健康診断等の実施◆

取組	内容
<p>健康教育・健康相談の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防対策に着目した生活習慣改善のための健康教育・健康相談を推進します。 ・学校、職場、地域での健康診査等の適切な実施、疾患の相談・カウンセリング等の機会の充実を図ります。 ・障がいの原因となる疾患等の発生予防や治療の知識普及のために、各種講座、健康教育等を推進します。 ・生活習慣病の発症リスクの高い対象者に、健康教育を行います。 ・生活習慣病予防に関する正しい知識の普及を行います。 ・生活習慣病の発症予防と重症化予防のために、医療機関と連携を図ります。
<p>各種健診（検診）や保健指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査等で発見された障がいの恐れのある子どもに対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。 ・受診が困難な乳幼児については、訪問等を通じ、発達や疾病の確認ができるよう努めます。 ・健康診査の受診率向上に努めるとともに、受診後の結果により、要受診者を医療につなげられるよう支援します。 ・定期的な健診受診につなげるための周知と意識付け、受診しやすい健診体制の整備及び相談体制の充実を図ります。 ・一般健診、特定健診受診率及び特定保健指導の実施率向上のための取組を行います。 ・重症化リスクの高い対象者への受診勧奨及び保健指導を行います。

◆保健・医療体制の充実◆

取組	内容
医療に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会や歯科医師会等の関係団体の協力を得て、医療に関わる情報提供を行います。
医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者（児）医療費助成制度により、障がいのある人の医療費の負担軽減を図るとともに、制度説明等による利用促進を図ります。 ・精神入院等医療費の一部を助成し、治療や重度化の防止を支援します。 ・自立支援医療（更生医療・育成医療）は、適切に給付を行います。
難病支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月から、障害者総合支援法に基づいて難病患者に障がい福祉サービスの提供を行っています。 ・今後、対象となる難病の拡大や変更があった場合、速やかに周知し、適切にサービスを運用します。
適切な保健・医療サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療等の公費負担制度の周知、医療サービスの情報提供に努めます。 ・高度な保健・医療が受けられるように、保健・医療の相談体制の整備・充実を図ります。 ・市内医療機関と連携し、地域医療体制の強化を図ります。 ・障がいの原因となる疾患、特に精神疾患、難治性疾患等について適切な治療を行うため、保健所との連携を図り、職員による相談・指導並びに訪問指導等の充実に努めます。
地域リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の機能の維持・回復のためのリハビリテーションサービスが身近な地域で受けられるように、その整備・充実を促進するとともに、早期発見から一貫した機能訓練が受けられる体制の充実を図るために、医療・保健機関との連携強化を進めます。 ・介護保険制度との連携を図ります。
精神疾患に関する普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいのある人に対する正しい理解と社会参加を一層促進するため、広報紙やホームページ、講演会等による啓発を行います。
精神保健福祉施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療機関に長期入院していた人が退院して地域で安心して生活できるよう、医療機関や相談支援事業所と連携をとり、「地域移行支援」、「地域定着支援」を提供します。 ・精神科医療機関に通院している人が、継続して安定した医療が受けられるよう、公費負担制度の周知に努めます。

第3部 第7期障がい福祉計画

第1章 成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

国の目標値

- 施設入所者の地域移行
 - ・ 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること
- 施設入所者数の削減
 - ・ 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数（A）	63人	令和4年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	61人	令和8年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行者数（C）	4人	令和8年度末までの施設入所から地域生活への移行見込み
	6.3%	移行割合（ $C/A \times 100$ ）
【目標値】 削減見込み（D）	2人	入所者数削減見込（ $D = A - B$ ）
	3.2%	削減割合（ $D/A \times 100$ ）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

国の目標値

- 協議の場の設置
 - ・ 市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する

項目	数値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1か所	地域自立支援協議会の相談支援部会などにおいて、関係機関との情報の共有や連携を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数（回）	1	1	1
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1	1	1
協議会の場における参加者数の見込	7	7	7

3 地域生活支援の充実

国の目標値

● 地域生活支援拠点等の確保

- 令和8（2026）年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ年1回以上運用状況を検証、検討する

● 強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の充実

- 令和8（2026）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいをもつ者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

ア) 地域生活支援拠点等の確保

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和4年度に設置済

		目標
令和8年度末までに 地域生活拠点等で拡充予定の機能	相談	令和8年度末に向け、 各機能の強化に努める
	緊急時受入・対応	
	体験の機会・場	
	専門的人材の確保・養成	
	地域の体制づくり	
	その他	

	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数（人）	0	0	0	0	0	0
検証及び検討の年間実施回数（回）	2	2	2	2	2	2

イ) 強度行動障がいをもつ障がい者の支援体制の充実

項目	数値	考え方
地域の関係機関が連携した支援体制を整備	1か所整備済	地域自立支援協議会の相談支援部会などにおいて、関係機関との情報の共有や連携を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行

国の目標値

- 福祉施設から一般就労への移行
 - ・ 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者が令和3（2021）年度の移行実績の1.28倍以上とする
 - ・ 就労移行支援を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者が令和3（2021）年度の移行実績の1.31倍以上とする
 - ・ 就労継続支援A型を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者が令和3（2021）年度の移行実績の1.29倍以上とする
 - ・ 就労継続支援B型を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者が令和3（2021）年度の移行実績の1.28倍以上とする
- 就労定着支援利用者数の増加
 - ・ 令和8（2026）年度中に就労定着支援を利用する者が令和3（2021）年度の実績の1.41倍以上とする
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加
 - ・ 令和8（2026）年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
- 就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加
 - ・ 令和8（2026）年度における就労定着支援事業所のうち、終了定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

ア) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の年間移行者数
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	3人	令和8年度の年間移行者数
就労移行支援事業	1人	就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
就労継続支援A型	1人	就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数
就労継続支援B型	1人	就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数

イ) 就労定着支援の利用者

項目	数値	備考
令和3年度の利用者数	1人	令和3年度の年間利用者数
【目標値】 令和8年度の利用者数	1人	令和8年度の年間利用者数

ウ) 就労移行支援事業所の一般就労移行率

項目	数値	備考
令和8年度末における 就労移行支援事業所数	0か所	令和8年度末事業所数
【目標値】 一般就労移行者が5割以上の 就労移行支援事業所数	0か所	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の 就労移行支援事業所数

エ) 就労定着支援事業所の就労定着率

項目	数値	備考
令和8年度末における 就労定着支援事業所数	0か所	令和8年度末事業所数
【目標値】 就労定着率が7割以上の 就労定着支援事業所数	0か所	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数

5 相談支援体制の充実・強化等

国の目標値

● 相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

- ・ 令和8（2026）年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
- ・ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する

ア) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目	数値	備考
令和8年度末までに基幹相談支援センター等を整備	1か所	令和6年度までに設置予定

	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主任相談支援専門員の配置数（人）	0	0	0	0	0	1
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	0	0	0	2	2	2
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	0	0	0	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	0	0	0	2	2	2
個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	0	0	0	2	2	2

イ) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	数値	備考
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制確保	1か所	令和6年度までに実施及び体制を確保する

	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	2	2	2	2	2	2
参加事業所・機関数（か所）	6	6	6	6	6	6
協議会の専門部会の設置数（か所）	3	3	3	3	3	3
実施回数（回）	24	24	24	24	24	24

6 障がい福祉サービス等の質を向上するための体制の構築

国の目標値

- 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
 - ・ 令和8（2026）年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築を図る

項目	備考
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	構築済

	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数（人）	1	1	1	1	1	1
障害支援区分※認定調査員研修の参加人数（人）	0	2	0	1	1	1

項目	備考
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和4年度までに構築済

	第6期			第7期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有を実施する回数（回）	2	2	2	2	2	2

第2章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

第2章の各サービスに記載の「第6期」の実績数値における利用者数、利用量、サービス量は、以下のとおりとします。

- ・令和3（2021）年度、令和4（2022）年度の数値：各年度3月における実績
- ・令和5（2023）年度の数値：原則として令和5（2023）年12月における実績

第2章の各サービスに記載の「第7期」の見込み数値における利用者数、利用量、サービス量は、以下のとおりとします。

- ・令和6（2024）年度、令和7（2025）年度、令和8（2026）年度の数値：各年度3月における数値

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅での入浴、排せつ、食事、家事等の援助、通院の介助等を行います。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	30	31	32	32	33	34
	実績	32	27	31			
利用量（時間／月）	見込み	5.9	6.0	6.1	9.3	9.2	9.1
	実績	8.2	10.7	9.5			
サービス量 （人時間／月）	見込み	178.0	188.0	198.0	298.0	303.0	308.0
	実績	265.0	289.0	293.0			

※サービス量（人時間／月）＝利用者数×利用量

第6期の利用状況と高齢化率の上昇を踏まえ、第7期の利用者数は増加傾向で見込んでいます。利用量は横ばいに推移していますが、引き続き利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込み量を確保します。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体に障がいのある人に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用量 (時間/月)	見込み	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0
	実績	47.0	140.0	140.0			
サービス量 (人時間/月)	見込み	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0
	実績	47.0	140.0	140.0			

※サービス量 (人時間/月) = 利用者数 × 利用量

第6期の利用状況を踏まえ、同程度の利用を見込んでいます。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報 (代筆、代読含む) 等の支援、その他危険を回避するために必要な支援を行います。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	8	9	10			
利用量 (時間/月)	見込み	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	実績	8.6	9.5	10.0			
サービス量 (人時間/月)	見込み	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実績	69.0	86.0	100.0			

※サービス量 (人時間/月) = 利用者数 × 利用量

第7期では、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和されることを見込み、第6期計画期間中の最大の利用実績と同程度の利用を見込んでいます。国の指針に基づき、社会参加や外出の支援の充実に努めていきます。

(4) 行動援護

重度の知的障がい・精神障がいによる著しい行動障がいのある人に、見守りや危険回避の援護を提供します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	0	0	0	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用量（時間／月）	見込み	0.0	0.0	0.0	8.0	8.0	8.0
	実績	22.5	15.5	25.0			
サービス量（人時間／月）	見込み	0.0	0.0	0.0	8.0	8.0	8.0
	実績	22.5	15.5	25.0			

※サービス量（人時間／月）＝利用者数×利用量

第6期計画の利用状況を踏まえ、少人数の利用を見込んでいます。

(5) 重度障がい者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人等で、その介護の必要性が著しく高い人に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用量（時間／月）	見込み	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	0.0	0.0	0.0			
サービス量（人時間／月）	見込み	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	実績	0.0	0.0	0.0			

※サービス量（人時間／月）＝利用者数×利用量

第5期、第6期計画期間中の利用状況を踏まえ、第7期計画期間中の利用はないものと見込んでいます。

ただし、計画期間中にサービスの利用案内や相談支援等を通じて利用希望者を把握した場合は、適切な利用案内と柔軟な対応に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間において、障がい者支援施設等において行われる入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等の便宜を供与します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	74	75	76	80	81	82
	実績	74	72	78			
利用量（日／月）	見込み	19.5	19.5	19.5	21.0	21.0	21.0
	実績	20.8	21.6	21.0			
サービス量（人日／月）	見込み	1,443	1,462	1,482	1,680	1,701	1,722
	実績	1,558	1,546	1,638			

※サービス量（人日／月）＝利用者数×利用量

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
うち強度行動障がいを有する者利用者数（人／月）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			
うち高次脳機能障がいを有する者利用者数（人／月）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			
うち医療的ケアを必要とする者利用者数（人／月）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			

第7期では、施設入所者の日中活動の場としての利用を踏まえ、増加傾向で見込んでいます。利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込み量を確保します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

障がいのある人が地域生活を営むことができるよう、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施するものであり、利用者ごとに、標準期間（18か月）内で利用期間を設定します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	2	2	2	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用量（日／月）	見込み	14.0	14.0	14.0	0.0	0.0	0.0
	実績	0.0	0.0	0.0			
サービス量（人日／月）	見込み	28.0	28.0	28.0	0.0	0.0	0.0
	実績	0.0	0.0	0.0			

※サービス量（人日／月）＝利用者数×利用量

第5期・第6期の見込みと実績の乖離を踏まえて、現時点の利用状況は利用者がいないものと見込んでいます。障がいのある人が自立した生活を送るために必要なサービスであることから、本サービスに該当する身体に障がいのある人の把握に努め、必要な方に適切なサービスが提供できるよう支援に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい、精神障がいのある人が地域生活を営むことができるように、日常生活に係る訓練を行います。食事や入浴等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施するものです。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	5	6	7	3	3	3
	実績	2	3	3			
利用量（日／月）	見込み	11.0	11.0	11.0	7.3	7.3	7.3
	実績	16.5	23.0	7.3			
サービス量（人日／月）	見込み	55.0	66.0	77.0	22.0	22.0	22.0
	実績	33.0	69.0	22.0			

※サービス量（人日／月）＝利用者数×利用量

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
うち精神障がい者数（人）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

第7期では、令和5（2023）年度の利用実績と同程度と見込んでいます。障がいのある人が自立した生活を送るために必要なサービスであることから、必要な見込み量を確保するとともに、対象者へのサービスの周知に努めます。

(4) 就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に対して、一定期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行います。利用者ごとに、標準期間（24か月）内で利用期間を設定します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	3	3	3	3	3	3
	実績	3	2	3			
利用量（日／月）	見込み	21.7	21.7	21.7	17.0	17.0	17.0
	実績	22.0	21.0	17.0			
サービス量（人日／月）	見込み	65.0	65.0	65.0	51.0	51.0	51.0
	実績	66.0	42.0	51.0			

※サービス量（人日／月）＝利用者数×利用量

第7期では、現時点の利用実績と同程度と見込んでいます。障がいのある人が就労するために必要な支援を行うサービスであることから、企業に対して障がい者雇用への理解を求めるとともに、実習先を確保するなどし、適切なサービス量の確保に努めます。

(5) 就労選択支援

就労及び就労の継続を希望する障がいのある人に対して、就労アセスメントの手法を活用し、本人の意向や能力・適正等を踏まえ、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、必要な情報の提供や助言、その他必要な支援を行います。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	見込み				-	1	1
	実績						
利用量 (日/月)	見込み				-	5.0	5.0
	実績						
サービス量 (人日/月)	見込み				-	5.0	5.0
	実績						

※サービス量 (人日/月) = 利用者数 × 利用量

第7期より新たに創設されたサービスであり、現時点では本市における提供体制や市民のニーズ等、未確定要素を多く含んでいます。今後、市民のニーズ等の把握に努めながら、地域の関係者や近隣市町と協議のうえ可能な限り早期にサービスの提供体制の構築に努めます。

(6) 就労継続支援 (A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、雇用契約を締結し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	見込み	18	19	20	23	24	25
	実績	17	17	22			
利用量 (日/月)	見込み	17.8	17.8	17.8	14.1	14.3	14.4
	実績	20.1	20.5	13.9			
サービス量 (人日/月)	見込み	320.0	338.0	356.0	324.0	342.0	360.0
	実績	343.0	349.0	306.0			

※サービス量 (人日/月) = 利用者数 × 利用量

第7期では、第6期の増加傾向の利用者数を踏まえ、やや増加傾向で見込んでいます。通常の事業所に就職することが困難な障がいのある人のための受け皿のサービスであることから、企業に対して本サービスを利用したうえで雇用契約が締結できるように働きかけるとともに、市内事業所と連携を強化し、適切なサービス量の確保に努めます。また、利用対象者へのサービスの周知に努めます。

(7) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与します。対象者は、一般企業に就労したものの年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や50歳に達している人等となります。なお、このサービスでは、雇用契約を締結しません。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	115	125	135	131	136	141
	実績	114	121	126			
利用量（日／月）	見込み	17.0	17.0	17.0	18.0	18.0	18.0
	実績	17.7	18.2	18.0			
サービス量（人日／月）	見込み	1,955	2,125	2,295	2,358	2,448	2,538
	実績	2,024	2,209	2,268			

※サービス量（人日／月）＝利用者数×利用量

第7期では、今後ニーズが高まるとして、増加傾向で見込んでいます。利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込み量を確保します。また、市が発注する業務や役務については、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等に優先的に発注するよう努めます。

(8) 就労定着支援

障がい福祉サービスから一般就労へ移行した者について就労の継続を図るため、企業、自宅等への訪問や生活面の課題に対する相談・指導を行います。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	4	5	6	4	4	4
	実績	2	3	3			

※サービス量（人日／月）＝利用者数×利用量

第7期では、第6期の現状値や実績との乖離を踏まえて設定しています。

(9) 療養介護

病院等への長期入院による医療を必要とする障がいのある人のうち、常時介護を必要とする人に対して、主として昼間に病院その他の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理のもとに、介護及び日常生活上の世話等を行います。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	7	7	7	7	7	7
	実績	7	7	7			

第7期では、現時点の利用状況と同程度と見込んで設定しています。医療機関と連携しながら、利用者の状況やサービス利用動向を調整し、必要な見込み量を確保します。

(10) 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人等を当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	12	14	16	15	18	21
	実績	4	11	12			
利用量（日／月）	見込み	8.7	8.7	8.7	7.0	7.0	7.0
	実績	9.0	6.1	7.0			
サービス量（人日／月）	見込み	104.0	122.0	139.0	105.0	126.0	147.0
	実績	36.0	68.0	84.0			

※サービス量（人日／月）＝利用者数×利用量

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
うち強度行動障がい を有する者 利用者数（人／月）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			
うち高次脳機能障がい を有する者 利用者数（人／月）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			
うち医療的ケアを 必要とする者 利用者数（人／月）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			

第7期では、今後ニーズが高まるとして、増加傾向で見込んでいます。定期的に本サービスを利用しながら在宅生活を継続するニーズに加え、随時利用のニーズも高まっていることから、円滑な利用ができるよう駿東・田方圏域自立支援協議会などと連携し、本市または近隣市町で適切なサービス量が確保できるよう努めます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等を利用していた者がひとり暮らしを希望する際に、定期的な訪問に加え電話、メール等による随時対応を行い支援します。

		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

第7期では、第6期の利用状況により同程度と見込んで設定しています。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	見込み	30	32	34	47	52	57
	実績	36	41	44			

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
うち精神障がい者数（人）	見込み	-	-	4	4	4	4
	実績	-	-	4			

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
うち強度行動障がいを有する者（人）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			
うち高次脳機能障がいを有する者（人）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			
うち医療的ケアを必要とする者（人）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			
うち日中サービス支援型（人）	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			

第7期では、引き続き増加傾向で見込んでいます。施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の地域移行の受け皿となることをはじめ、高齢化による家族の介護力の低下も懸念されていることから、グループホームの整備の必要性は高まっています。今後、整備の促進に向けてNPO法人や事業所等との連携を強化します。

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等の便宜を供与します。

		第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数（人）	見込み	61	60	60	63	62	61
	実績	64	63	63			

第7期では、第6期の実績と同程度と見込んで設定しています。地域移行が可能な障がいのある人が住み慣れたまちで生活することができるよう、地域生活のための施設整備を充実するとともに、地域生活や共同生活が困難な障がいのある人の居住の場を確保するため、適切なサービス量の確保に努めます。

4 その他のサービス

(1) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

・計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する人が、サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障がい福祉サービスの提供が確保されるよう、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

・地域移行支援

入所施設や病院に長期入所等している人に対し、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を提供します。

・地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている人に対し、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を提供します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 (人)	見込み	255	260	265	269	275	281
	実績	250	257	257			
地域移行支援 (人)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	2	0	0			
地域定着支援 (人)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援うち精神障がい者数 (人)	見込み	-	-	-	1	1	1
	実績	2	-	-			
地域定着支援うち精神障がい者数 (人)	見込み	-	-	-	0	0	0
	実績	-	-	-			

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援うちセルフプラン (人)	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

第7期では、計画相談支援は、引き続き増加傾向で見込んでいます。また、実績がほぼなかった地域移行支援・地域定着支援についても、利用を見込んでいます。

制度改正に伴い、全ての障がい福祉サービスの利用者がサービス等利用計画を作成することとされていることから、特に計画相談支援の利用者の増加が見込まれています。そのため、相談支援事業所の確保に努めるとともに、相談支援専門員の担い手の育成を事業者に働きかけます。

(2) 補装具費の支給

車いすや義足等、身体に装着することで身体機能を補完・代替し、日常生活や職業生活を容易にするため、長期間にわたって継続して使用される補装具の購入・修理に係る費用を支給します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付件数（件）	見込み	55	55	55	55	55	55
	実績	43	37	40			

第7期では、修理件数の増加が見込まれることから、第6期の見込みと同様の件数で見込んでいます。補装具の支給要件や耐用年数の確認等、適切な給付ができるように制度の周知を図ります。

5 地域生活支援事業（必須事業）

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁※」を除去するため、障がいについての理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、「共生社会」の実現を目指します。

イベント開催（講演会、社会福祉大会への参加）や広報活動を通じ、市民の障がいに対する理解を深めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活ができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所（か所）	見込み	5	5	5	5	5	5
	実績	4	4	4			

第7期では、引き続き現状維持を見込んでいます。地域自立支援協議会を核として、市全体としての相談支援体制の強化に努めます。今後も継続的な支援が行えるよう、利用者にサービスの周知を図り、利用を促します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる対象者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	0			

第7期では、利用状況により同程度を見込んでいます。制度の周知不足や、利用要件、手続きの煩雑さなどから、本事業の利用がなかったものと考えられるため、利用者とのケース検討等により必要に応じて本事業を速やかに利用できるようにします。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るものです。

高齢者における成年後見制度との連携を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣（件）	見込み	150	160	170	139	150	150
	実績	139	124	132			
手話通訳者設置事業（設置者実数）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
要約筆記者派遣（件）	見込み	6	6	6	6	6	6
	実績	0	0	0			

手話通訳者については、第6期は当初の想定よりも件数が少なく、現状値や実績との乖離を踏まえて、第6期の見込みよりやや少なめに設定しています。要約筆記者派遣件数については、第6期では実績はありませんでしたが、第6期の見込みと同様に設定しています。

利用者が安心して派遣を受けられるように、引き続き手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を実施する等して、手話通訳者の確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいにより日常生活に困難がある場合、生活の困難を軽減するための各種日常生活用具を給付し、障がいのある人の福祉の向上を図ります。

・介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等の障がいのある人等の身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いるいす等の用具を給付します。

・自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置等、障がいのある人等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。

・在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がいのある人等の在宅療養を支援するための用具を給付します。

・情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等、障がいのある人等の情報収集や伝達、意思疎通を支援する用具を給付します。

・排せつ管理支援用具

ストマ用装具など、障がいのある人等の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。

・居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人等の居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (件)	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	0			
自立生活支援用具 (件)	見込み	3	3	3	3	4	4
	実績	2	5	1			
在宅療養等支援用具 (件)	見込み	5	5	5	5	5	5
	実績	2	4	0			
情報・意思疎通 支援用具(件)	見込み	7	7	7	20	22	22
	実績	15	19	19			
排せつ管理支援用具 (件)	見込み	720	720	720	700	700	700
	実績	681	615	620			
住宅改修費(件)	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	2	1	1			
合計(件)	見込み	739	739	739	732	735	735
	実績	703	645	641			

現在の給付品目や基準額は県のガイドラインに準じています。新たな用具の開発や性能の向上が行われる等して用具が日々進歩していることから、給付品目の見直しや市場価格の変化等にあわせた基準額の設定など、県ガイドラインの見直しを要望し、利用者が円滑な給付を受けられるサービスを提供します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人等の交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術をもつ手話奉仕員を養成するため、講座を実施します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	見込み	10	10	10	20	20	20
	実績	17	17	17			

第7期では、今後ニーズが高まるとして、増加傾向で見込んでいます。親子手話教室の開催等、手話にふれる機会をつくり、講座への受講へつなげます。また、他市と連携し、受け入れや補講、開催時間の調整を図り、受講しやすい環境を整備します。

(9) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために、障がいのある人等が外出する際の移動を個別に支援します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	見込み	5	5	5	6	6	6
	実績	4	6	5			
時間数（時間）	見込み	300	300	300	230	250	250
	実績	197	242	88			
事業者数（か所）	見込み	10	10	10	10	10	10
	実績	8	8	5			

第7期では、第6期の利用実績よりやや増加で設定しています。安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため、既存事業所の拡大や新規事業者の参入を促すとともに、ヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人の地域生活の促進を図ることを目的に、地域で生活する障がいのある人等に対して、日中の憩いの場や居場所の提供を図り、通所による創作活動、自立生活のための情報交換等の事業を行っています。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	見込み	26	27	28	15	20	20
	実績	12	13	10			
か所数（か所）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

第7期では、今後ニーズが高まるとして、利用者数を増加傾向で見込んでいます。か所数は現状維持とします。事業所との連携を強化するとともに、サービスの周知を図り、利用を促進します。

6 地域生活支援事業（任意事業）

（１）訪問入浴サービス

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の維持、心身機能の維持等を図るものです。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	見込み	3	3	3	4	4	4
	実績	4	4	3			
か所数（か所）	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

第7期では、第6期の実績状況により、同程度で見込んでいます。事業者数は現状維持とします。障がいのある人の生活の質の向上のため、今後継続したサービスが提供できるよう、必要な事業所の確保に努めます。

（２）日中一時支援

障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な介護の休息を図るため、障がいのある人等の日中における活動の場を提供します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	見込み	15	16	17	17	18	19
	実績	17	15	13			
事業者数（か所）	見込み	14	14	14	15	15	16
	実績	13	12	6			

第7期では、今後ニーズが高まるとして、増加傾向で見込んでいます。本市近隣の事業所において児童発達支援や放課後等デイサービスを利用できるようになったことから、日中一時支援も併せて利用するケースが見込まれます。今後の全体的な利用量は増加が見込まれるため、事業者については引き続き確保できるよう努めます。

(3) 重度障害者等就労支援特別事業

重度の障がいがある人の就労機会の拡大、就労継続をサポートするために、通勤や職場との連絡調整等における支援を実施します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
事業者数（か所）	見込み	1	1	1			
	実績	1	1	1			

第7期でも、引き続き利用対象者の把握に努め、サービスの提供体制を確保します。

(4) 自動車運転免許助成事業、自動車改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。自動車運転免許の取得により、また自ら所有し運転する自動車の装置の一部を改造することにより、障がいのある人の就労を促進します。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	0	1	3			

第7期でも、障がいのある人の就労を促進するための事業であることから、継続して事業を実施します。

(5) 生活サポート事業

障がい福祉サービスにおける介護給付支給決定者以外の障がいのある人に対し、日常生活に関する支援、家事に対する必要な支援を行います。

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人）	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

第6期期間中の利用はありませんでしたが、障がいのある人の生活の質の向上や地域での自立した生活を推進することを目的とし、今後も継続してサービスを提供するため、第7期は必要な見込み量を確保します。

7 サービス提供体制の整備

第7期障がい福祉計画におけるサービス提供体制の整備については、以下を予定しています。

区分	内容	整備目標
就労選択支援事業	本人の意向や能力・適正等を踏まえ、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、必要な情報の提供や助言等の支援を行う。	第7期計画期間中に1か所
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対して、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。	第7期計画期間中に10床

第4部 第3期障がい児福祉計画

第1章 成果目標

1 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の目標値】

- 児童発達支援センターの設置
 - ・ 令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - ・ 令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・ 令和8（2026）年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する
- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備
 - ・ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする

ア) 児童発達支援センターの設置

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	設置済	令和2年度に設置済

イ) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

項目	目標値	考え方
地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築済	令和2年度に構築済

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標値	考え方
児童発達支援事業所の確保	確保	市外事業所にて確保 市内の事業所確保に向け協議を実施

項目	目標値	考え方
放課後等デイサービス事業所の確保	確保	市外事業所にて確保 市内の事業所確保に向け協議を実施

エ) 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置

項目	目標値	考え方
協議の場の設置	設置済	令和2年度に設置済

	第2期			第3期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数(人)	2	2	2	2	2	2

第2章 障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策

第2章の各サービスに記載の「第2期」の実績数値における利用者数、利用量、サービス量は、以下のとおりとします。

- ・令和3（2021）年度、令和4（2022）年度の数値：各年度3月における実績
- ・令和5（2023）年度の数値：原則として令和5（2023）年12月における実績

第2章の各サービスに記載の「第3期」の見込み数値における利用者数、利用量、サービス量は、以下のとおりとします。

- ・令和6（2024）年度、令和7（2025）年度、令和8（2026）年度の数値：各年度3月における数値

1 障がい児通所系サービス

法改正に伴い、平成24（2012）年度以降は児童福祉法に基づく障がい児通所支援として実施されています。

・児童発達支援

就学前の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。

・放課後等デイサービス

学齢期以降の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、放課後等の居場所を確保するサービスです。

・保育所等訪問支援

支援者などが保育所等を訪問し、障がいのある子どもが集団生活に適應できるよう支援するものです。

・居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児等の通所が難しい障がいのある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導・訓練等を行います。

◆児童発達支援◆

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	16	16	16	17	19	21
	実績	12	10	15			
利用量（日／月）	見込み	6.7	6.7	6.7	11.0	11.0	11.2
	実績	10.5	11.4	10.3			
サービス量（人日／月）	見込み	107	107	107	187	209	236
	実績	127	114	165			

◆放課後等デイサービス◆

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	40	40	40	48	51	54
	実績	38	38	44			
利用量（日／月）	見込み	7.3	7.3	7.3	12.0	12.0	12.0
	実績	12.6	13.2	12.0			
サービス量（人日／月）	見込み	292	292	292	576	612	648
	実績	482	504	528			

◆保育所等訪問支援◆

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	5	5	5	3	3	3
	実績	4	2	3			
利用量（日／月）	見込み	1.0	1.0	1.0	1.7	1.7	1.7
	実績	1.0	1.0	1.7			
サービス量（人日／月）	見込み	5	5	5	5	5	5
	実績	4	2	5			

◆居宅訪問型児童発達支援◆

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用量（日／月）	見込み	0.0	0.0	0.0			
	実績	0.0	0.0	0.0			
サービス量（人日／月）	見込み	0	0	0			
	実績	0	0	0			

※サービス量（人日／月）＝利用者数×利用量

児童発達支援、放課後等デイサービスは、今後ニーズが高まるとして、増加を見込んでいます。

本市では、地域の保育園、こども園に加配職員をつけるなどの対応をとっており、必要な人に適切なサービスが提供できるよう支援に努めます。

2 障がい児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人）	見込み	50	50	50	60	63	66
	実績	59	54	57			

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
うちセルフプラン（人）	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

第3期では、第2期の増加傾向の利用者数を踏まえ、今後もさらにニーズが高まるとして、増加傾向で見込んでいます。

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもに対して、必要なサービスが利用できるように、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するものです。

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数（人）	見込み	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

4 発達障がい等に対する支援

児童発達支援センターを中心とした障がいのある子どもへの支援、保護者への相談支援等を通じて児童及び保護者の課題を把握し、適切な支援につなげるとともに国の要請する支援プログラムの実施や指導者養成に努めるものとして、第2期障がい児福祉計画より追加された活動指標について以下のとおり定めます。

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）（人）	見込み	-	-	-	1	1	1
	実績	-	-	-			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者）（人）	見込み	-	-	-	1	1	1
	実績	-	-	-			
ペアレントメンターの人数（人）	見込み	-	-	-	1	1	1
	実績	-	-	-			
ピアサポート活動への参加人数（人）	見込み	-	-	-	1	1	1
	実績	-	-	-			

ペアレントプログラムとは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解を学び、子育てをすることの自信をつけ、子育ての仲間を見つける機会とすることを目的としたプログラムです。

障がい児支援におけるペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

ピアサポートとは障がいに限らず、疾病や事故等様々な共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動のことです。

いずれも地域共生社会の実現に欠かせないものですが、障がい福祉単体での取組は困難であり、子育て支援の分野と連携し、第3期計画から実施できるよう、体制の整備・強化に努めていきます。

第5部 計画の推進に向けて

第1章 協働と連携による計画の推進

1 国・県及び近隣市町との連携

障がいのある人に係る施策は、国・県の制度や計画と深く関係しているため、国・県との緊密な連携を図ります。

また、障がい者福祉施策の中には、市単独で行うことが困難なものや、広域的に行ったほうが効果的な事業もあるため、近隣市町との連携・調整に努めます。

2 民間との連携

計画の推進にあたっては、企業やNPO法人、ボランティア団体等の組織、民間団体の協力関係を深めることで、障がいのある人に対する取組を支援し、計画の円滑な推進を図ります。

3 地域自立支援協議会との連携

地域自立支援協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たすとともに、障がいのある人等の地域生活を支援するための情報を共有し、具体的に協働することが必要で、地域自立支援協議会の存在は非常に重要となります。

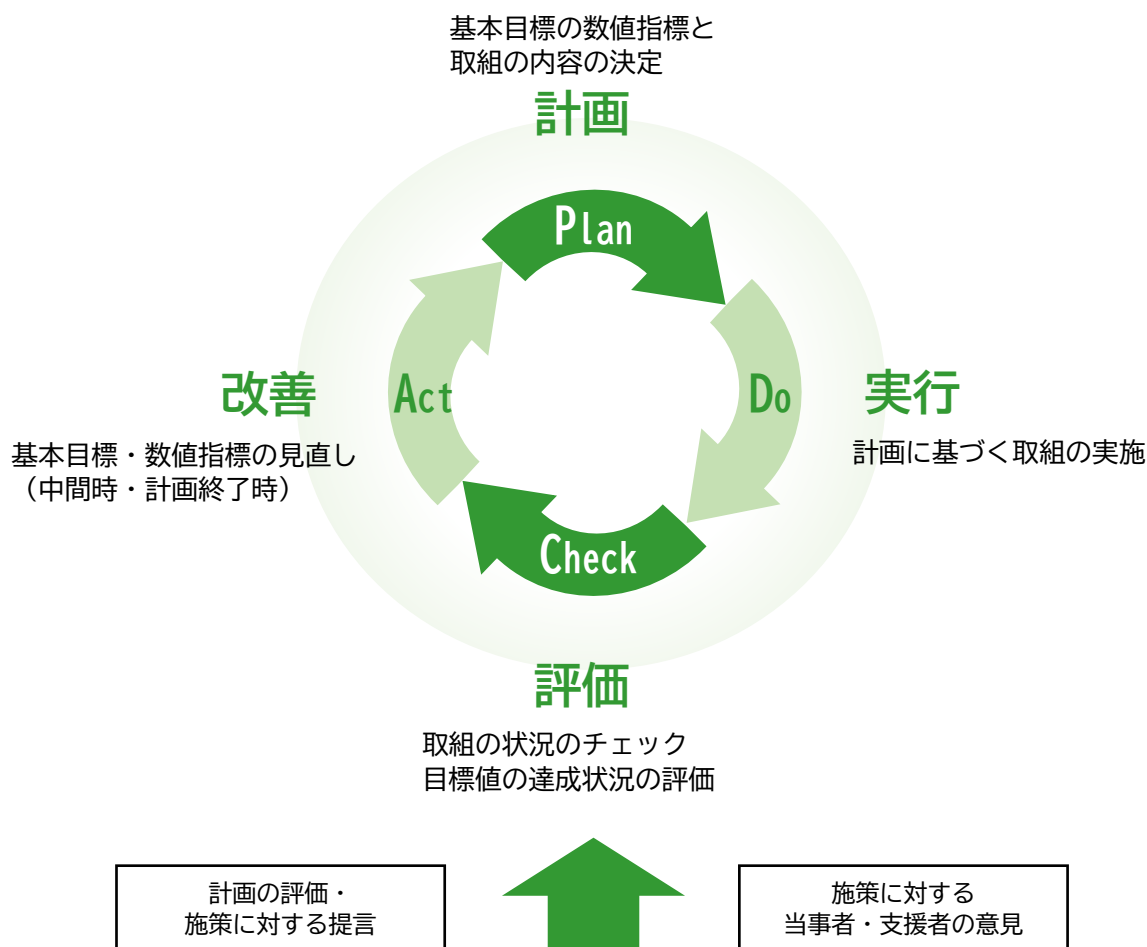
障がいのある人の豊かな地域生活を実現していくため、地域自立支援協議会の充実を図られるよう、協議会の役割を一層明確にし、協議会全体や各部会の機能の向上に向けた支援を推進します。

第2章 計画の推進体制の整備

1 推進体制

伊豆市障がい者計画について、計画の実施主体である市と伊豆市地域自立支援協議会と相互に連携して施策を進めます。

また、PDCAサイクルの考え方のもと、計画における成果目標及び実績については、定期的に調査、分析及び評価を行うことに加え、伊豆市地域自立支援協議会の意見等を踏まえ、施策の適時適切な見直しや計画の見直しを行います。



伊豆市地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定に基づき、当事者等や障がい者関係団体で構成され、障がいのある人等の支援体制の整備について協議を行います。

資料編

1 伊豆市地域自立支援協議会設置要綱

○伊豆市地域自立支援協議会設置要綱

平成22年11月17日告示第114号

改正

平成25年3月25日告示第27号

平成27年3月4日告示第18号

平成28年3月22日告示第36号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、伊豆市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (5) 障害者等の権利擁護に関すること。
- (6) その他障害者等の福祉向上のため必要となる事項。

(組織)

第3条 協議会の委員は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業所の職員
- (2) 障害福祉サービス事業所の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 障害者等及びその家族
- (6) 雇用・就労関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、協議会において委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見等を聴くことができる。

(専門部会・個別支援会議)

第7条 第2条の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、協議会に専門部会及び個別支援会議（以下この条において「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員並びに部会及び個別支援会議を構成する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成22年11月17日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 前項の規定により委員が任命された後最初に招集すべき協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部長が招集する。

附 則（平成25年3月25日告示第27号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月4日告示第18号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日告示第36号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 伊豆市地域自立支援協議会委員名簿

	種別	団体名等	氏名 (敬称略)	備考
1	障害福祉サービス事業所	駿豆学園	天良 昭彦	会長
2	相談支援事業所 障害福祉サービス事業所	田方・ゆめワーク	青木 大輔	副会長
3	相談支援事業所 障害福祉サービス事業所	中伊豆リハビリテーション センター	紅野 利幸	
4	障害福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所プラム	山崎 貴子	
5	障害福祉サービス事業所	フレンドワークかざぐるま	小野 直子	
6	障害福祉サービス事業所	小規模多機能事業所 YES	笹原 哲也	
7	障害福祉サービス事業所 (児)	障害児総合サポートセンター みつばち 伊豆	三須 友恵	
8	障害福祉サービス事業所 (児)	放課後デイサービス アトリエJAM修善寺教室	大石 美穂	
9	障害福祉サービス事業所 (児)	伊豆市児童発達支援センター	大川 紀美子	
10	雇用・就労	三島ハローワーク	太田 将誉	
11	保健・医療	伊豆医療福祉センター	藤山 恵	
12	必要な団体	伊豆市社会福祉協議会	梅原 久善	
13	教育関係	修善寺中学校（特別支援学級）	宮崎 克久	
14	障害者・家族	伊豆市手をつなぐ育成会	水谷 照美	
15	障害者・家族	伊豆市聴覚障害者協会	森島 工	
16	行政機関	伊豆市健康福祉部	大石 真	
17	圏域スーパーバイザー	公益財団法人 復康会	牛島 聖美	

3 計画の主な策定経過等

日時	会議等	主な内容
令和5年7月28日～ 8月10日	伊豆市障がい者福祉についての アンケート調査	◎在宅の身体障害者手帳、療育手帳及び 精神障害者保健福祉手帳所持者を対象 (1,200人)
令和5年7月25日	伊豆市地域自立支援協議会 第1回定例会	◎計画の概要 ◎今後のスケジュールについて ◎前計画の進捗状況・達成状況について
令和5年9月	関係事業所ヒアリング	◎サービスの利用状況について ◎人材確保の取組について ◎運営に関する課題や問題点について
令和5年12月20日	伊豆市地域自立支援協議会 第2回定例会	◎障がい者計画・障がい福祉計画・障が い児福祉計画(素案)について
令和6年1月19日～ 2月2日	パブリックコメントの実施	◎市ホームページ及び社会福祉課窓口に おいて、計画(案)の公開による意見の 募集
令和6年2月6日	伊豆市障がい者計画策定委員会	◎パブリックコメントの実施結果に ついて ◎障がい者計画・障がい福祉計画・障が い児福祉計画(素案)の承認

4 用語解説

あ行

■ICT (Information and Communication Technology)

通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。住民の利便性向上を目的として、行政でも様々な場面で導入が検討されています。

■医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児特定集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする障がい児のことです。

■医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする法律です。医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することなどを基本理念としています。

か行

■介護保険制度

社会保険のひとつで、介護が必要になった時、サービスを利用できるようにする制度です。40歳以上の人を支払う保険料（介護保険料）と税金とで運営されています。介護保険のサービスを利用できる人は、①第1号被保険者（65歳以上の人）、②第2号被保険者（40歳以上64歳以下で医療保険に加入している人）となっています。

■学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態があります。原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではないとされています。

■高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のことです。

■合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で様々な制限をもたらす社会的障壁を取り除くために、何らかの対応を求められた時、負担が重すぎない範囲で、障がいのある人に対し必要かつ適切な対応を行うことです。車椅子の人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、障がいのある人の障がいの特性に応じ、筆談や読み上げ等の対応を取ることなどが挙げられます。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする法律です。障がいの有無に関わらず文字・活字文化を身近なものにするため、具体策として電子図書等における国際規格「DAISY」を用いたマルチメディア書籍やオーディオブックといった形式の書籍の普及等が求められています。

■児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法です。

■自閉症

先天的な発達障がいのひとつで、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心の偏りを特徴とする行動の障がいです。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

■社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、観念等のことです。具体的には、利用しにくい施設、利用しにくい制度、障がいのある人の存在を意識していない慣習、障がいのある人への偏見などを指します。

■手話通訳者

聴力及び言語障がいのある人と健聴者等との意思疎通を円滑にするため、手話を用いた通訳を行う者のことで、原則として全国统一試験に合格した後、各都道府県の審査を通過する必要があります。現在はボランティアによる支援が多く、各自治体が養成・派遣を行う「手話奉仕員」による活動も普及しています。なお、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し、手話を用いて聴覚障がいのある人と健聴者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図ることを業とする者を「手話通訳士」といいます。

■障害支援区分

市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分のことです。

■障害者基本法

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定めた法律です。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

■障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護と自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がいのある人への虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益を擁護することを目的とする法律です。

■障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」といいます。障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律です。

■障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律です。

■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

障がい者の情報アクセスやコミュニケーションの促進を目的として制定された法律です。障がいの有無に関わらず、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通を可能とするため、障がいの種類や程度に応じて情報の収集・発信・活用のための手段を選択できる環境づくりや、生活する地域、障がいの有無に関わらず同一の情報が取得できる仕組みづくりが求められています。

■障害者自立支援法

障害者基本法の基本的理念に則り、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律です。障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な障がい福祉サービスに係る給付等の支援を行うとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、平成18（2006）年4月から施行されました。平成25（2013）年4月からは「障害者総合支援法」と改められています。

■障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずることを趣旨として、障害者自立支援法[※]を改正する形で創設された法律です。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とする法律です。文化芸術を鑑賞する機会の拡大だけでなく、障がい者自身が創造・発表する機会の拡大とその支援体制の整備を求めています。施策を講ずることを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律です。

■自立支援協議会

関係機関や関係団体、障がいのある人とその家族、また障がいのある人の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される協議会のことです。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となります。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級があります。

■精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づいて、一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付されます。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなります。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級があります。

■セルフ・ネグレクト

個人が自己の健康や安全に対して適切なケアや注意を怠ることを指す言葉で、近年では高齢化の進行に伴い独居高齢者を中心に深刻な社会問題となっています。食事や着替え、病気の治療など、本来であれば生活の中で行なうべき行為をしない、あるいはできないために、身体的な健康や心理的な面での問題を引き起こす可能性があります。

た行

■地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

■地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。

■注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたします。概ね7歳以前に現れ、その状態が継続するもので、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

■特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、知的障がいのある人、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校です。平成18（2006）年の学校教育法の改正により創設されました。

な行

■難病

難病対策要綱では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。

■ノーマライゼーション

社会で日々を過ごす一人の人間として、障がいのある人もない人も、可能な限り同じ条件のもとに平等に置かれるべきであり、そのような状況を実現するために、生活条件の改善が必要であるとする考え方です。

は行

■発達障がい

発達障害者支援法には、自閉症※、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）※、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）※、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されています。これらは生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点で共通しています。

■バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいいます。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置したりする等のハード面だけではなく、物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきています。

■避難行動要支援者名簿

災害が発生あるいはそのおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する者（避難行動要支援者）を把握し、避難の支援や安否の確認等、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿のことです。

■福祉的就労

福祉的な支援を受ける就労で、福祉サービスにあたります。主に障害者総合支援法における就労継続支援事業のA型とB型が該当します。

■補装具

義肢や車椅子、義眼や補聴器など、障がいのある人が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具です。

や行

■ユニバーサルデザイン

障がいのある人、高齢者、妊婦や子ども連れの方などに主な焦点を当て、そうした方々が社会生活をしていく上で障壁が生じないように、施設や製品等について、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方です。

■要約筆記者

聴覚障がいのある人に対し、話の内容をその場で要約し、文字にして情報を伝える要約筆記作業に従事する通訳者のことです。

ら行

■療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなります。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、等級の区分も各自治体によって異なります。

第4次伊豆市障がい者計画
第7期伊豆市障がい福祉計画
第3期伊豆市障がい児福祉計画

令和6（2024）年3月

編集・発行／伊豆市 健康福祉部 社会福祉課
〒410-2413 伊豆市小立野38-2
（TEL）0558（72）9863
（FAX）0558（72）8638